

官報

号外
昭和六十年三月二十八日

○第百二回 衆議院會議録 第十七号

昭和六十年三月二十八日(木曜日)

議事日程 第十四号

昭和六十年三月二十八日

午後一時開議

第一 昭和五十六年度一般会計歳入歳出決算
昭和五十六年度特別会計歳入歳出決算
昭和五十六年度国稅収納金整理資金受払
計算書

第二 昭和五十六年度政府関係機関決算書

第三 昭和五十六年度国有財産増減及び現在額
總計算書

第四 日本自動車ターミナル株式会社法を廃止
する法律案(内閣提出)

第五 蘭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類價格安定
事業団法の一部を改正する法律案(内閣
提出)

第六 情報処理振興事業協会等に関する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 道路整備緊急措置法及び道路整備特別会
計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 あへん特別会計法を廃止する法律案(内
閣提出)

第九 関稅暫定措置法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

算 昭和五十六年度一般会計歳入歳出決
算
昭和五十六年度特別会計歳入歳出決
算
昭和五十六年度国稅収納金整理資金
受払計算書

日 程 第一 昭和五十六年度政府関係機関決算書

日 程 第二 昭和五十六年度国有財産増減及び現
在額總計算書

日 程 第三 昭和五十六年度国有財産無償貸付状
況總計算書

日 程 第四 日本自動車ターミナル株式会社法を
廃止する法律案(内閣提出)

日 程 第五 蘭糸價格安定法及び蚕糸砂糖類價格
安定事業団法の一部を改正する法律案(内閣
提出)

日 程 第六 情報処理振興事業協会等に関する法
律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日 程 第七 道路整備緊急措置法及び道路整備特
別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日 程 第八 あへん特別会計法を廃止する法律案
(内閣提出)

日 程 第九 関稅暫定措置法の一部を改正する法
律案(内閣提出)

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正
する法律案(内閣提出、參議院送付)

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案
(議院運営委員長提出)

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置

かれる支部図書館及びその職員に関する法律
の一部を改正する法律案(議院運営委員長提
出)

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規
程案(議院運営委員長提出)

午後一時十分開議

○議長(坂田道太君) これより會議を開きます。

昭和五十六年度一般会計歳入歳出
決算
昭和五十六年度特別会計歳入歳出
決算

日 程 第一 昭和五十六年度国稅収納金整理資
金受払計算書

昭和五十六年度政府関係機関決算
書

日 程 第二 昭和五十六年度国有財産増減及び
現在額總計算書

日 程 第三 昭和五十六年度国有財産無償貸付
状況總計算書

○議長(坂田道太君) 日 程 第一、昭和五十六年度
一般会計歳入歳出決算、昭和五十六年度特別会計
歳入歳出決算、昭和五十六年度国稅収納金整理資
金受払計算書、昭和五十六年度政府関係機関決算
書、日 程 第二、昭和五十六年度国有財産増減及び
現在額總計算書、日 程 第三、昭和五十六年度国有
財産無償貸付状況總計算書、右各件を一括して議
題といたします。

委員長の報告を求めます。決算委員長安井吉典
君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔安井吉典君登壇〕

○安井吉典君 ただいま議題となりました昭和五
十六年度決算外二件につきまして、決算委員会に
おける審査の経過及び結果を御報告申し上げま
す。

初めに、各件の概要を申し上げます。

まず、昭和五十六年度決算でありますが、一般
会計の決算額は、歳入四十七兆四千四百三十三億
三千七百円余であり、この中には、決算調整資
金二兆四千九百四十八億九百九十五万円余が組み

昭和六十年三月二十八日 衆議院會議録第十七号

昭和五十六年度決算外二件 日本自動車ターミナル株式会社法を廃止する法律案

六四〇

入れられております。歳出は四十六兆九千二百一十一億五千四百四千万円余で、差し引き五千二百二十一億八千三百四千万円の剰余金を生じております。特別会計の数は三十八で、その決算総額は、歳入百五兆九千五百九十五億九千四百四千万円余、歳出九十二兆三千二百九億八千四百四千万円余となっております。

国税収納金整理資金の収納済額は二十九兆六千三百三十三億五千万円余、支払命令済額及び歳入への組入額は二十九兆五千八百三十五億三千九百万円余となっております。

政府関係機関の数は十五で、その決算総額は、収入二十二兆八百八十七億二千万円余、支出二十二兆七千七百五十五億四千万円余となっております。

次に、昭和五十六年度国有財産増減及び現在額総計算書であります。増加額は二兆八千八百五億四千四百円余、減少額は八千八百三十四億五千八百四千万円余で、年度末現在額は三十五兆六千九百九十七億二千四百四千万円余となっております。

次に、昭和五十六年度国有財産無償貸付状況総計算書であります。年度末の現在額は六千六百六十五億七千万円余となっております。

次に、昭和五十六年度決算についての会計検査院の検査報告では、不当事項百八十四件、意見を表示しました。処置を要求したものの八件、検査院の指摘に基づき改善の処置を講じたものの十九件、また、特に掲記を要すると認めたものの三件となっております。

右各件のうち、決算は昭和五十八年五月二十日、国有財産関係二件は同年一月二十八日に、それぞれ委員会に付託されました。

委員会におきましては、五十八年十月六日各件について大蔵大臣から概要説明を、また、会計検査院長から検査報告の概要説明を聴取した後、質疑に入り、政府の予算執行と行政運営に関する重要な問題を中心に審査を行ったのでありますが、その詳細は会議録により御承知を願いたいと存じます。

かくして、去る二十六日締めくくり総括質疑を終了し、決算については、委員会審査の内容をまとめ、委員長より議決案を提出いたしました。以下、その内容を申し上げます。

すなわち、

昭和五十六年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につき、左のごとく議決すべきものと議決する。

本院は、毎年度決算の審議に際し、予算の効率的執行並びに不当事項の根絶について、繰り返し政府に注意を喚起してきたにもかかわらず、依然として改善の実があらわれないのは、まことに遺憾である。

一 昭和五十六年度決算審査の結果、予算の効率的使用が行われず、所期の成果が十分達成されていないと思われる事項が見受けられる。左の事項がその主なものであるが、政府はこれらについて、特に留意して適切な措置をとり、次の常会のはじめに、本院にその結果を報告すべきである。

1 行財政の合理化・効率化を推進することにより、政府は財政再建に努めるべきである。

2 各省庁等における会計内部監査の重要性にかんがみ、政府は、行政改革との関連も考慮しつつ監査施行率の向上及び監査報告書の作成など、会計内部監査体制の充実強化に努めるべきである。

3 各省庁等における電気供給契約については、本決算委員会の指摘に基づき、政府において契約電力の変更の措置を講じているところである。

政府は、今後も需給電力の動向を把握し、適正な電気需給契約を行い、電気料金が高不経済に支払われないよう努めるべきである。

4 沖縄県読谷村内の国有地問題は、まだ解決していない。

政府は、沖縄県の国有地の現状に配慮し、早急にその利活用が図られるよう努めるべきである。

5 公益法人の運営については、その設立の趣旨に沿うよう政府は一層適切な指導監督を行うべきである。

二 昭和五十六年度決算検査報告において、会計検査院が指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それは正の措置を講ずるとともに、綱紀を粛正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

三 決算のうち、前記以外の事項については異議がない。

政府は、今後予算の作成並びに執行に当たっては、本院の決算審査の経過と結果を十分考慮して、財政運営の健全化を図り、もつて国民の信託にこたえるべきである。

以上が議決案の内容であります。

次いで、決算外二件を一括して討論に付しましたところ、自由民主党・新自由国民連合は、決算について議決案のとおり議決するに賛成、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び日本共産党・革新共同は、議決案のとおり議決するに反対の意見を表明しました。

次いで、採決の結果、決算は多数をもって議決案のとおり議決すべきものと決し、国有財産関係二件は、いずれも多数をもって是認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(坂田道太君) これより採決に入ります。まず、日程第一の各件を一括して採決いたします。各件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、各件とも委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第二及び第三の両件を一括して採決いたします。

両件の委員長の報告はいずれも是認すべきものと決したものであります。両件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、両件とも委員長報告のとおり決しました。

日程第四 日本自動車ターミナル株式会社法を廃止する法律案(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第四、日本自動車ターミナル株式会社法を廃止する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。運輸委員長三ツ林太郎君。

日本自動車ターミナル株式会社法を廃止する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔三ツ林太郎君登壇〕

○三ツ林太郎君 ただいま議題となりました日本自動車ターミナル株式会社法を廃止する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

日本自動車ターミナル株式会社は、昭和四十年七月政府の出資を受けて設立されて以来、東京都の市街地の周辺部におけるトラックターミナルの整備及び運営により、トラック輸送の合理化と道路交通の円滑化に大きく貢献してまいりましたが、既に同社によるトラックターミナルの整備は相当の進捗を見、また、同社の経理状態も安定的に推移する状況となつてまいりました。本案は、特殊法人の整理合理化の一環として、

日本自動車ターミナル株式会社法を廃止するとともに、政府所有株式を処分することにより、同社を民営化し、同時に、同社の健全な経営の確保を図るために必要な措置として、政府出資金相当額を同社に対する無利子貸付金に切りかえることとし、ようとするものであります。

本案は、二月十九日日本委員会に付託となり、二十六日山下運輸大臣から提案理由の説明を聴取した後、三月二十六日質疑を行いました。

その質疑の主な事項を申し上げますと、本案と臨調答申との関係、東京都西南部のターミナルの建設、無利子貸付金の償還期間、株式の配当、使用料金の改定等についてであります。その詳細は委員会記録によって御承知願いたいと存じます。

かくて、質疑を終了し、続いて日本共産党・革新共同より、株式の買い取りは額面金額を上回る金額により行うこととする等と内容とする修正案が提出され、採決の結果、修正案は少数をもって否決され、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

委員長の報告を求めます。農林水産委員長今井勇君。

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

ある旨の意見が述べられました。

また、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

業者間の連携による効率的な利用を図ることが大きな課題となっております。

本案は、このような最近における情報化社会の新たな要請にこたえるものでありまして、その主な内容は次のとおりであります。

第一は、法律の題名を情報処理の促進に関する法律に改めること、

第二は、主務大臣は、電子計算機利用高度化計画を勘案して、事業者がその事業の分野において広く連携して行う電子計算機の利用の態様、その実施の方法等に関する指針を定め、これを公表すること、

第三は、情報処理振興事業協会の業務として、プログラムの作成の効率化を図るためのプログラムの開発、提供等に関する業務及び企業等が電子計算機を共同で利用する際に必要となるプログラムの開発資金の貸し付けの業務を新たに追加すること

等があります。

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

昭和六十年三月二十八日 衆議院會議録第十七号

道路整備緊急措置法及び道路整備特別会計法の一部を改正する法律案
町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

あへん特別会計法を廃止する法律案外一案 市

六四二

日程第七 道路整備緊急措置法及び道路整備特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第七、道路整備緊急措置法及び道路整備特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。建設委員長保岡興治君。

道路整備緊急措置法及び道路整備特別会計法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

○保岡興治君 たいだいま議題となりました道路整備緊急措置法及び道路整備特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。
本案は、第九次道路整備五カ年計画の整合のとれた推進を図るため、新たに地方道路整備臨時交付金を創設し、国は地方公共団体に対し、昭和六十年年度以降三カ年間は、毎年度一定の地方道路の整備に要する経費の財源に充てるため交付金を交付することとし、このため、道路整備緊急措置法及び道路整備特別会計法について所要の改正を行うおとすものであります。

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔高島修君登壇〕

○高島修君 たいだいま議題となりました市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

現在、市町村がその地域の実情に応じ自主的な判断に基づいて合併しようとする場合には、合併が円滑に行われるよう市町村の合併の特例に関する法律において、議会の議員及び農業委員会の委員の定数または在任期間の特例、衆議院議員及び都道府県議会議員の選挙区の特例等の措置が定められておりますが、この法律は昭和六十年三月三十一日をもって失効することとされております。

本案は、今後におきましても、市町村が自主的な判断に基づいて住民サービスの向上、地域の一体的整備及び市町村の自治能力の強化等のために合併しようとする場合には、その円滑化を図る必要があるため、市町村の合併の特例に関する法律の有効期限を昭和七十年三月三十一日まで延長するとともに、最近における市町村の合併の実態等にかんがみ、新たに地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をこの法律の適用対象とし、あわせて合併市町村の建設に資するため、合併市町村が市町村建設計画を達成するために行う事業に係る地方債について適切な配慮を行おうとするものであります。

本案は、参議院において先議され、三月二十七日本院に送付、同日本委員会に付託されたものであります。

本委員会におきましては、本日古屋自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、合併に当たっては市町村の

自主性を尊重すること等二項目の附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○長野祐也君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、議院運営委員長提出、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案、国立国会図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案及び衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案の三案は、委員会の審査を省略して、この際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(坂田道太君) 長野祐也君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

(議院運営委員長提出)

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

○議長(坂田道太君) 国会議員互助年金法の一部

を改正する法律案、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案、衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員会理事水平豊彦君。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

〔本号末尾に掲載〕

〔水平豊彦君登壇〕

○水平豊彦君 たいだいま議題となりました国会議員互助年金法の一部を改正する法律案外二案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案であります。これは、昭和四十九年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金について、本年四月から基礎歳費月額六十二万円を六十四万円に引き上げた額に改定することとし、これに伴い、高所得者による普通退職年金の停止に係る基準について所要の措置を講ずるとともに、納付金率を歳費月額額の百分の九・五から百分の九・七に引き上げ、新たに互助年金の計算の基礎となる歳費月額及び納付金の計算の基礎となる歳費月額について、本年四月から限度額を設けようとするものであります。

次に、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案であります。これは、現在三十三の行政機関に国立国会図書館の支部図書館が設置されておりますが、さらに北海道開発庁に支部図書館を設置しようとするものであります。

次に、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案であります。これは、現在三十三の行政機関に国立国会図書館の支部図書館が設置されておりますが、さらに北海道開発庁に支部図書館を設置しようとするものであります。

ります。

次に、衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案であります。これは、昭和六十年年度の衆議院予算定員が二名減となりましたことに伴いまして、本年四月から事務局職員の定員千七百十八人を千七百十六人とするものであります。

以上各案は、いずれも議院運営委員会において起草提出したものであります。

何とぞ御賛同くださるようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) これより採決に入ります。まず、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。

両案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも可決いたしました。

次に、衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案につき採決いたします。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十七分散会

出席閣僚大臣

大蔵大臣 竹下 登君
農林水産大臣 佐藤 守良君
通商産業大臣 村田敬次郎君

昭和六十年三月二十八日 衆議院會議録第十七号 朗読を省略した議長の報告

運輸大臣 山下 徳夫君
建設大臣 木部 佳昭君
自治大臣 古屋 亨君

○朗読を省略した議長の報告

(政府委員解任)

一、去る二十六日、中曽根内閣総理大臣から坂田議長あて、同日(総務庁人事局長吉田忠明の第百二回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(政府委員承認)

一、去る二十六日、坂田議長は、中曽根内閣総理大臣申し出の次の者を、第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

人事官 佐野 弘吉
総務庁人事局長 吉田 忠明
長兼内閣審議官

(政府委員任命)

一、去る二十六日、中曽根内閣総理大臣から坂田議長あて、二十六日議長において承認した佐野弘吉外一名を、同日第百二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る二十六日、決算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 金子 みつ君(理事新村勝雄君去る二十五日委員解任につきその補欠)

(常任委員解任及び補欠選任)

一、去る二十六日、議長において、次のとおり常任委員の解任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

解任

補欠

塩川正十郎君 加藤 卓二君
二階 俊博君 額賀福志郎君
嶋崎 譲君 佐藤 徳雄君
新村 勝雄君 浜西 鉄雄君
加藤 卓二君 塩川正十郎君

文教委員

解任

補欠

白井日出男君 塩川正十郎君
北川 正恭君 松野 幸泰君
佐藤 徳雄君 嶋崎 譲君
塩川正十郎君 白井日出男君
松野 幸泰君 北川 正恭君
嶋崎 譲君 佐藤 徳雄君

農林水産委員

解任

補欠

三池 信君 東家 嘉幸君
串原 義直君 竹内 猛君
稲富 稜人君 滝沢 幸助君
東家 嘉幸君 三池 信君
竹内 猛君 串原 義直君
滝沢 幸助君 稲富 稜人君

商工委員

解任

補欠

奥田 敬和君 塩島 大君
松野 幸泰君 東家 嘉幸君
浜西 鉄雄君 小澤 克介君
横江 金夫君 関山 信之君
和田 貞夫君 元信 堯君
渡辺 嘉藏君 上西 和郎君
塩島 大君 奥田 敬和君
東家 嘉幸君 松野 幸泰君
小澤 克介君 浜西 鉄雄君
上西 和郎君 渡辺 嘉藏君
関山 信之君 横江 金夫君
元信 堯君 和田 貞夫君

運輸委員

解任

補欠

左近 正男君 山中 末治君
中村 正雄君 藤原哲太郎君
山中 末治君 左近 正男君

通信委員

解任

補欠

藤原哲太郎君 中村 正雄君
伊藤 忠治君 新村 勝雄君
中井 治君 中村 正雄君
新村 勝雄君 伊藤 忠治君
中村 正雄君 中井 治君

建設委員

解任

補欠

池田 行彦君 渡谷 直藏君
榎本 和平君 藤尾 正行君
金子原二郎君 渡部 恒三君
國場 幸昌君 小坂徳三郎君
東家 嘉幸君 三池 信君
清水 勇君 左近 正男君
小坂徳三郎君 國場 幸昌君
渡谷 直藏君 藤尾 正行君
榎本 和平君 東家 嘉幸君
金子原二郎君 清水 勇君

環境委員

解任

補欠

竹内 猛君 申原 義直君
馬場 昇君 渡辺 嘉藏君
申原 義直君 竹内 猛君
渡辺 嘉藏君 馬場 昇君

予算委員

解任

補欠

井上 普方君 浜西 鉄雄君
木下敬之助君 塚本 三郎君
浜西 鉄雄君 木下敬之助君
塚本 三郎君 井上 普方君

決算委員

解任

補欠

江藤 隆美君 自見庄三郎君
小坂徳三郎君 仲村 正治君
桜井 新君 高村 正彦君

六四四

一、昨二十七日、議長において、次のとおり常任委員の解任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

解任

補欠

石川 要三君 山中 貞則君
石川 要三君 山中 貞則君

大蔵委員

解任

補欠

糸山英太郎君 関谷 勝嗣君
山岡 謙藏君 工藤 慶君
山中 貞則君 中村喜四郎君
野口 幸一君 渡辺 嘉藏君
工藤 慶君 山岡 謙藏君
関谷 勝嗣君 糸山英太郎君
中村喜四郎君 山中 貞則君
渡辺 嘉藏君 野口 幸一君

文教委員

解任

補欠

白井日出男君 西山敬次郎君
江田 五月君 阿部 昭吾君
西山敬次郎君 白井日出男君
阿部 昭吾君 江田 五月君

農林水産委員

解任

補欠

小林 佳子君 中川利三郎君

昭和六十年三月二十八日 衆議院會議録第十七号

昭和五十六年度決算に関する報告書 昭和五十六年度国有財産増減及び現在額総計算書に関する報告書

六四六

で、その差額は、七、四三三億六、五一一万四千五百八十九円。そのうち、翌年度への繰越額は、四、七九二億二、八六三万四千五百八十九円(明許繰越四、七五〇億四、四七一万四千五百八十九円、事故繰越二、七九二億二、八六三万四千五百八十九円、継続費の繰越繰越四、七九二億二、八六三万四千五百八十九円)で、不用額は、二、六四一億三、六四七万四千五百八十九円となっている。

(イ) 債務負担額(保証債務及び損失補償債務を除く)は、年度末現在八兆一、九八六億七、三五八万四千五百八十九円、前年度末に比し、一兆九、五三八億七、六二二万四千五百八十九円増加している。

そのうち、公債は、年度末現在八兆一、三六〇億八、六四一万四千五百八十九円、前年度末に比し、一兆七、八九二億二、八二八万四千五百八十九円増加している。

財政法第十五条第一項の規定に基づく国庫債務負担行為は、年度末現在二兆三、四八一億六、四二二万四千五百八十九円、前年度末に比し、一、四四〇億四、三九五万四千五百八十九円増加している。

また、財政法第十五条第二項の規定に基づく国庫債務負担行為は、年度末現在一五五億三、七〇三万四千五百八十九円、前年度末に比し、一億一、三五八万四千五百八十九円増加している。

(ロ) 保証債務及び損失補償債務の負担額は、年度末現在一〇兆三、八九二億六、一七二万四千五百八十九円、前年度末に比し、一兆六、三三四億九、三四八万四千五百八十九円増加している。

2 特別会計

昭和五十六年度の特別会計の数は三十八で、その決算額の合計は、歳入一〇五兆九、五九五億九、四五二万四千五百八十九円、歳出九兆三、二〇九億八、一二二万四千五百八十九円、翌年度繰越額三兆九、四〇六億八、六六五万四千五百八十九円、不用額七兆三、六九八億六、〇九五万四千五百八十九円。債務負担額は、年度末現在二五兆三、五八

三億八、九五二万四千五百八十九円、前年度末に比し、一、四六一億一、九七九万四千五百八十九円増加している。

そのうち、借入金及び短期証券の年度末現在額は、それぞれ一兆五、八四二億四、一四万四千五百八十九円、一兆五、六四六億二、六〇〇万四千五百八十九円である。

3 国税収納金整理資金

昭和五十六年度の国税収納金整理資金の受入は、収納済額二兆九、一三三億五、〇四五万四千五百八十九円、同資金からの支払命令済額及び歳入への組入額は、二兆九、八三三億三、九二二万四千五百八十九円、その差額は二兆八、一三三万四千五百八十九円、昭和五十六年度末の資金残額となっている。

これは主として国税に係る還付金の支払決定済支払命令未済のものである。

4 政府関係機関

昭和五十六年度の政府関係機関の数は十五で、その決算額の合計は、収入二兆八、八七億二、〇九四万四千五百八十九円、支出二兆一、七一一億一、九七九万四千五百八十九円である。

二 議決の内容

昭和五十六年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につき、左のごとく議決すべきものと議決した。

本院は、毎年度決算の審議に際し、予算の効率的執行並びに不当事項の根絶について、繰り返し政府に注意を喚起してきたにもかかわらず、依然として改善の実があらわれないのは、まことに遺憾である。

1 昭和五十六年度決算審査の結果、予算の効率的使用が行われず、所期の成果が十分達成されていないと思われる事項が見受けられる。

左の事項がその主なものであるが、政府はこれらについて、特に留意して適切な措置をとり、次の常会のはじめに、本院にその結果

を報告すべきである。

(一) 行財政の合理化・効率化を推進することにより、政府は財政再建に努めるべきである。

(二) 各省庁等における会計内部監査の重要性にかんがみ、政府は、行政改革との関連も考慮しつつ監査施行率の向上及び監査報告書の作成など、会計内部監査体制の充実強化に努めるべきである。

(三) 各省庁等における電気需給契約については、本決算委員会の指摘に基づき、政府において契約電力の変更の措置を講じているところである。

政府は、今後も需給電力の動向を把握し、適正な電気需給契約を行い、電気料金が高額に支払われないよう努めるべきである。

(四) 沖縄県読谷村内の国有地問題は、まだ解決していない。政府は、沖縄県の国有地の現状に配慮し、早急にその利活用が図られるよう努めるべきである。

(五) 公益法人の運営については、その設立の趣旨に沿うよう政府は一層適切な指導監督を行うべきである。

2 昭和五十六年度決算検査報告において、会計検査院が指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それぞれ是正の措置を講ずるとともに、綱紀を粛正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

3 決算のうち、前記以外の事項については異議がない。

政府は、今後予算の作成並びに執行に当たっては、本院の決算審査の経過と結果を十分考慮して、財政運営の健全化を図り、もって国民の信託にこたえるべきである。

右報告する。

昭和六十年三月二十六日

衆議院議長 坂田 道太蔵
決算委員長 安井 吉典

昭和五十六年度国有財産増減及び現在額総計算書に関する報告書

一 本件趣旨

本件は、昭和五十六年度において増加または減少した国有財産及び年度末国有財産現在額の報告で、国有財産法第三十四条の規定に基づき国会に報告されたものである。

昭和五十六年度中の国有財産の増加額は、二兆八、一〇五億四、〇一五万四千五百八十九円、減少額は、八、八三四億五、八六一万四千五百八十九円、差引純増加額は一兆九、二七〇億八、一五三万四千五百八十九円である。

これを前年度末現在額三兆三、八二六億四、二六二万四千五百八十九円に計算すると、年度末現在額は三兆六、〇九七億二、四二四万四千五百八十九円、この現在額の内訳は、分類別では行政財産二兆二、三〇一億一、二五四万四千五百八十九円、一兆三、七九六億一、一六〇万四千五百八十九円、また、区分別では政府出資等一兆三、三三五億八、二〇〇万四千五百八十九円、土地一〇兆五、七六五億二、四三二万四千五百八十九円、建物四兆五、八一五億五、二八六万四千五百八十九円、立木竹四兆七、一〇億八、五六〇万四千五百八十九円、工作物三兆七、九一〇億八、二七二万四千五百八十九円である。

なお、増減の主なもの、増が、政府出資等一兆一、七八七億四、二〇七万四千五百八十九円、二兆八、四四六億六、五〇六万四千五百八十九円、土地四、〇五二億四、三〇三万四千五百八十九円、減が、土地二、九三七億五、一二四万四千五百八十九円、政府出資等二、六五一億一、〇二〇万四千五百八十九円、建物一、〇八〇億二、三四〇万四千五百八十九円である。

二 本件議決理由
本件は、これを是認すべきものと認め、その

旨議決した次第である。
右報告する。

昭和六十年三月二十六日

決算委員長 安井 吉典
衆議院議長 坂田 道太殿

昭和五十六年度国有財産無償貸付状況総計
算書に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、昭和五十六年度における国有財産無償貸付状況の報告で、国有財産法第三十七条の規定に基づき国会に報告されたものである。

昭和五十六年度中の無償貸付の増加額は、八八六億四、〇八六万四千余で、同じく減少額は、七七八億二、二五三万四千余であり、差引純増加額は一〇八億一、八三二万四千余である。

これを前年度末現在額五、九五六億八、九一〇万四千余に加算すると、年度末現在額は六、〇六五億七四三万四千余である。

その内訳は、公園の用に供するもの五、九六四億五、七〇七万四千余、墓地の用に供するもの四七億九、三〇〇万四千余等である。

なお、増減の主なもの、公園の用に供するもので、増が八二七億四、七七六万四千余、減が七五七億六、六五七万四千余である。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。
右報告する。

昭和六十年三月二十六日

決算委員長 安井 吉典
衆議院議長 坂田 道太殿

日本自動車ターミナル株式会社法を廃止する法律案

右 国会に提出する。

昭和六十年二月十九日

内閣総理大臣 中曾根康弘

日本自動車ターミナル株式会社法を廃止する法律
日本自動車ターミナル株式会社法（昭和四十年法律第七十五号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（政府所有株式の処分）

第二条 政府は、廃止前の日本自動車ターミナル株式会社法により設立された日本自動車ターミナル株式会社（以下「会社」という。）が次に掲げるところによる資本の減少の決議を得た場合において、会社から政府に対し株式の買取りの申込みがあつたときは、これを受諾するものとする。

一 資本の減少は、株式を任意に買い取つて消却し、発行済株式の総数を減少することにより行うこと。

二 減少すべき発行済株式の数は、政府の所有する株式の数以上とすること。

三 株式の買取りは、額面金額により行うこと。

四 株主が、会社からの株式の買取りの申込みを受諾して株式の売買契約が成立したときは、当該株式の売買価格に相当する金額を会社に

対し無利子で貸し付けるものであること。

五 前号の規定による貸付金の償還期間及び償還方法は、政令で定めるところによること。

六 前項の規定により政府が会社からの株式の買取りの申込みを受諾して株式の売買契約が成立したときは、その時において、当該株式の売買価格に相当する金額は、政府が会社に対し無利子で貸し付けたものとする。この場合において、会社は政府に当該株式の代金を支払つたものとみなし、政府は会社に当該株式の株券を引き渡すものとする。

3 前項の規定による貸付金の償還に関し必要な事項（第一項第五号に定めるものを除く。）は、政令で定める。

（経過措置）

第三条 この法律の施行の日属する営業年度及び当該営業年度の前営業年度の会社の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに営業報告書の運輸大臣に対する提出については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にした行為及び前項においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第四条 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第十号）の一部を次のように改正する。

附則第六条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五条 地方税法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り上げる。

（運輸省設置法の一部改正）

第六条 運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項第百六十五号中、「日本自動車ターミナル株式会社」を削る。

理由

特殊法人の整理合理化を図るため、日本自動車ターミナル株式会社法を廃止するとともに、政府

所有株式を処分することにより、日本自動車ターミナル株式会社を民営化し、これに伴う必要な措置として政府の出資金相当額を同社に対する無利子貸付金とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本自動車ターミナル株式会社法を廃止する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

一 本件は、特殊法人の整理合理化を図るため、日本自動車ターミナル株式会社法を廃止するとともに、政府所有株式を処分することにより、日本自動車ターミナル株式会社を民営化し、これに伴う必要な措置として政府出資金相当額を同社に対する無利子貸付金に切り替えることとしようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 日本自動車ターミナル株式会社法の廃止
日本自動車ターミナル株式会社法は、廃止するものとする。

2 政府所有株式の処分

（一）政府は、日本自動車ターミナル株式会社（以下「会社」という。）がこの法律の定めるところによる資本の減少の決議を得た場合において、会社から政府に対し株式の買取りの申込みがあつたときは、これを受諾するものとする。

（二）政府が（一）の申込みを受諾して株式の売買契約が成立したときは、その時において、当該株式の売買価格に相当する金額は、政府が会社に対し無利子で貸し付けたものとする。

3 その他

その他本法の施行に伴う経過措置等所要の規定を整備する。

二 議案の可決理由

本件は、特殊法人の整理合理化の一環として日本自動車ターミナル株式会社を民営化するた

昭和六十年三月二十八日 衆議院會議録第十七号

繭糸價格安定法及び蚕糸砂糖類價格安定事業団法の一部を改正する法律案及び同報告書

六四八

めの措置として適切なものと認め、多数をもつてこれを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して、日本共産党・革新共同提案により、梅田勝君外一名から、株式の買取りは、額面金額を上回る金額により行うこととするともに、株式の売買價格に相当する金額は政府が会社に対し無利子で貸し付けたものとする規定等を削除する修正案が提出されたが、少数をもつて否決された。

昭和六十年三月二十六日

運輸委員長 三ッ林弥太郎
衆議院議長 坂田 道太殿

繭糸價格安定法及び蚕糸砂糖類價格安定事業団法の一部を改正する法律案

右

昭和三十二年二月十三日

内閣総理大臣 中曾根康弘

繭糸價格安定法及び蚕糸砂糖類價格安定事業団法の一部を改正する法律

(繭糸價格安定法の一部改正)

第一条 繭糸價格安定法(昭和二十六年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第二章 繭及び生糸の價格の異常変動
目次 第三章 繭及び生糸の價格の中間安定

第一節 中間安定に関する措置(第三

の防止に関する措置(第二章 第十二条の三)に関する措置

第二章 繭及び生糸の價格の安定に関する措置

第一節 国内産生糸の買入れ及び売渡

等に関する措置(第二章 第十二条の五)に、「(第十二条の十三の二)第十二条の十三の九」を「(第十二条の六)第十二条の十四」に、「第四章」を「第三章」に、「第五章」を「第四章」に、

「第十九条の二」を「第二十条に改める。
第一条を次のように改める。
(目的)

第一条 この法律は、繭及び生糸の價格について、その生産条件、需給事情等からみて適正な水準における安定を図ることに、蚕糸業の経営の安定に資するとともに、生糸の需要の増進に寄与することを目的とする。

第二章 繭及び生糸の價格の異常変動の防止に関する措置(第二章 繭及び生糸の價格の安定に関する措置)に改める。

第二章 繭及び生糸の價格の安定に関する措置

第一節 国内産生糸の買入れ及び売渡し等に関する措置

第二条を次のように改める。

(生糸の買入れ、売渡し及び売渡)

第二条 蚕糸砂糖類價格安定事業団(以下「事業団」という。)は、生糸の價格が安定基準價格を下つて低減し、又は安定上位價格を超えて騰貴することを防止するため、投資者で蚕糸砂糖類價格安定事業団法(昭和五十六年法律第四十四号。以下「事業団法」という。)第五条

第二号に掲げるもの又は投資者で同条第三号に掲げるものの直接若しくは間接の構成員たる同号の製糸業者からの生糸の売渡しの申込みに応じ予算の範囲内において生糸を買入れ、その買入れに係る生糸を第八条の約定に基づきその相手方の請求に応じ売り渡し、及び生糸の價格が安定上位價格を超えて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合には、その買入れに係る生糸(当該生糸に係る第十二条第一項の規定による買換えによつて保有する生糸を含む。)を政令で定めるところにより一般競争入札その他の方法で売り渡すことができる。

第三条の前の見出し中「安定下位價格」を「安定基準價格」に改め、同条第一項を次のように改める。

標準生糸(政令で定める種類、織度及び品位の生糸をいう。以下同じ。)についての前条の安定基準價格及び安定上位價格は、生糸の生産条件及び需給事情その他の経済事情からみて適正と認められる水準に生糸の價格を安定させることを旨として、農林水産大臣が定める。

第三条第二項中「安定下位價格」を「安定基準價格」に改める。

第四条中「安定下位價格」を「安定基準價格」に、「三月(物価その他の経済事情にかんがみ特に必要があるときは、四月又は五月)」を「五月までに改める。

第五条及び第六条中「安定下位價格」を「安定基準價格」に改める。

第七条を次のように改める。

(事業団買入價格)

第七条 第二条の規定により事業団が生糸を買入れる價格(以下「事業団買入價格」という。)で標準生糸に係るものは、標準生糸の安定基準價格を基準とし、次条の政令で定める期間についての生糸の保管に要する費用の額を考慮して、事業団が定めるものとする。

2 標準生糸以外の生糸についての事業団買入價格は、標準生糸の事業団買入價格に第三条第二項の政令で定めるところにより算出される額を加減して得た額とする。

3 事業団は、標準生糸の事業団買入價格を、第四条に規定する期間について、毎年当該期間の開始前に定めるものとする。

4 標準生糸の事業団買入價格は、物価その他の経済事情に變動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において特に必要があるときは、変更することができる。

5 事業団は、前二項の規定により標準生糸の事業団買入價格を定め、又はこれを変更しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

6 農林水産大臣は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、その認可に係る標準生糸の事業団買入價格を告示しなければならない。

第七条の二から第十二条の三までを削る。

第三章の章名及び同章第一節の節名を削る。

第十二条の四及び第十二条の五を削る。

第十二条の六中「第十二条の四」を「第二条」に改め、同条を第八条とする。

第十二条の七第一項中「第十二条の四」を「第二条」に改め、「蚕糸業法」の下に「昭和二十年法律第五十七号」を加え、同条第二項中「第十二条の四」を「第二条」に、「第十二条の十第一項」を「第十二条第一項」に、「含み、第七条の二第二項の規定による所屬替えをした生糸を除く」を「含み」に改め、同条を第九条とする。

第十二条の八中「第十二条の四」を「第二条」に改め、同条ただし書中「事業年度」の下に「同条の規定により売り戻し又は」を加え、「売渡し」を「売り戻し又は売渡し」に、「これを」を「超える」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(買入れ又は売渡しをしない場合)
第十一条 事業団は、次の各号の一に該当するときは、第二条の規定による売渡しをする旨の申込みに応じないものとする。

一 その申込みをした者が第十二条の三第一項の基準價格に達しない價格で繭を買入れ又は買入れのおそれがあると認められるとき。

二 その申込みが農林水産省令で定める荷口を単位としていないとき。

三 その申込みのあつた生糸が第九条第一項の検査を受けた日から六月以上経過したものであるとき。

四 その他農林水産省令で定める相当の理由があるとき。

2 事業団は、次の各号の一に該当するとき、第二条の規定による売渡しをしないもの

は、第二条の規定による売渡しをしないもの

とする。

一 その売渡しを受ける旨の申込みが前項第二号の農林水産省令で定める荷口を単位としていないとき。

二 その売渡しを受けることが買占めその他による不当の利得を目的として行われると認められるとき。

三 その他農林水産省令で定める相当の理由があるとき。

第十二条の九を削り、第十二条の十第一項中「第十二条の七第二項」を「第九条第二項」に改め、同条を第十二条とする。

第十二条の十の二第一項を次のように改める。

事業団は、第二条に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、農林水産大臣の承認を受けて、生糸の時価に悪影響を及ぼさない方法（第二号に掲げる場合にあつては、一般競争入札その他の生糸の時価に悪影響を及ぼさない方法）によつて、その保有する第九条第二項に規定する生糸を売り渡すことができる。

一 生糸需要の増進に資するために新規の用途又は販路に向ける場合その他農林水産省令で定める場合

二 その保有する生糸の保有期間が農林水産省令で定める期間を超えるに至つた場合

第十二条の十の二第三項中「価格は」の下に「一般競争入札の方法により生糸を売り渡す場合においてあらかじめ農林水産大臣の承認を受けた算定方法により予定価格を定めるときを除き」を加え、同条を第十二条の二とする。

第十二条の十一第一項中「期間」とを「期間について」に改め、同条を第十二条の三とする。

昭和六十三年三月二十八日 衆議院会議録第十七号

第三項を次のように改め、同条を第十二条の四とする。

2 前条第一項の基準価格は、毎年、農林水産省令で定める期間について、第四条の規定により標準生糸の安定基準価格及び安定上位価格を定める際、併せて定めるものとする。

3 第五条及び第六条の規定は、前条第一項の基準価格について準用する。

第十二条の十三中「第十二条の十一第一項」を「第十二条の三第一項」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同条を第十二条の五とする。

第十二条の十三の二を第十二条の六とし、第十二条の十三の三第一項中「標準中間売渡価格」を「安定上位価格」に、「第十二条の十三の七第一項」を「第十二条の十二第一項」に改め、同条を第十二条の七とする。

第十二条の十三の三の二第二項中「方法」の下に「（第二号に掲げる場合にあつては、一般競争入札その他の生糸の時価に悪影響を及ぼさない方法）を加え、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。」

二 輸入生糸の保有期間が農林水産省令で定める期間を超えるに至つた場合

第十二条の十三の三の二第二項中「第十二条の十の二第二項」を「第十二条の二第二項」に改め、「前項第一号」の下に「及び第二号」を加え、同条第三項中「価格は」の下に「一般競争入札の方法により生糸を売り渡す場合においてあらかじめ農林水産大臣の承認を受けた算定方法により予定価格を定めるときを除き」を加え、同条を第十二条の八とする。

第十二条の十三の四第一項中「第十二条の四」を「第十二条」に、「第十二条の五第六項」を「第七條第六項」に、「中間買入価格」を「事業団買入価格」に改め、同条を第十二条の九とする。

第十二条の十三の五中「第十二条の十三の七第一項」を「第十二条の十二第一項」に、「第十二条の十三の八第一項」を「第十二条の十三第一項」に改め、同条を第十二条の十とする。

第十二条の十三の五中「第十二条の十三の七第一項」を「第十二条の十二第一項」に、「第十二条の十三の八第一項」を「第十二条の十三第一項」に改め、同条を第十二条の十とする。

項」に、「第十二条の十三の三」を「第十二条の七」に改め、同条を第十二条の十とする。

第十二条の十三の六中「第十二条の十三の三」を「第十二条の七」に改め、同条を第十二条の十一とし、第十二条の十三の七を第十二条の十二とする。

第十二条の十三の八第一項中「第十二条の十三の四第三項」を「第十二条の九第三項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による交換は、繭の時価に悪影響を及ぼさない方法によつてしなければならない。

第十二条の十三の八に次の一項を加え、同条を第十二条の十三とする。

3 事業団は、第一項の規定による交換をする場合において、その価格が等しくないときは、その差額を金銭で清算するものとする。

第十二条の十三の九中「第十二条の四」を「第十二条」に、「第十二条の五第六項」を「第七條第六項」に、「中間買入価格」を「事業団買入価格」に改め、同条を第十二条の十四とする。

第十五条を次のように改める。

第十五条 農林水産大臣は、第十二条の第三第二項の規定による承認をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第十六条中「第十二条の十三の二第二項及び第十二条の十三の四第三項」を「第十二条の六第二項及び第十二条の九第三項」に改める。

第十七条を削り、第十七条の二中「第十二条の十三の二第一項又は第十二条の十三の四第二項」を「第十二条の六第一項又は第十二条の九第二項」に、「五万円」を「十万円」に改め、同条を第十七条とする。

第十八条中「左の」を「次の」に、「五万円」を「十万円」に改める。

第十九条中「前三条」を「前二条」に、「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条ただし書を削る。

る。

第十九条の二中「三万円」を「十万円」に改め、同条を第二十条とする。

第五章を第四章とする。

附則第三項を次のように改める。

3 事業団は、事業団法附則第十四条の二に規定する特別の勘定に同条の政令で定める資産として生糸が属せられた場合においては、毎事業年度、当該事業年度の開始前に、農林水産省で定めるところにより、当該生糸の売渡しに関する計画を作成し、農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

附則に次の一項を加える。

4 前項の承認を受けた計画の定めるところにより事業団が行う生糸の売渡しについての第十二条の二第一項及び第十二条の八第一項の規定の適用については、これらの規定中「農林水産大臣の承認を受けて」とあるのは、「附則第三項の承認を受けた計画の定めるところにより」とする。

（蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部改正）
第二条 蚕糸砂糖類価格安定事業団法（昭和五十六年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「安定価格帯を超える異常な変動の防止及び安定価格帯の相対的な水準」を「その生産条件、需給事情等からみて適正な水準」に、「資すること」を「資することともに生糸の需要の増進に寄与すること」に改める。

第十七条第一項本文を次のように改める。

理事長及び副理事長の任期は三年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

第二十八条第一項第一号イ中「ハ又はニ」を「ロ又はハ」に改め、同号ロを削り、同号ハを同号ロとし、同号ニ中「第十二条の十三の三第一項」を「第十二条の七第一項」に、「第十二条の十三の五」を「第十二条の十」に改め、同号ニを同号

昭和六十年三月二十八日 衆議院會議録第十七号

附則第十四条の次に次の二条を加える。

六五〇

ハとし、同号ホ中「イからニまで」を「イからハまで」に改め、同号ホを同号ニとする。

第二十九条中「前条第一項第一号ニ」を「前条第一項第一号ハ」に改める。

第三十一条第一項第一号を削り、同項第二号中「(前号の業務に該当するものを除く。)」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同条第二項を次のように改める。

2 附則第六条第四項の規定により事業団に出資があつたものとされた金額及び第五条に規定する者が出資する金額に係る経理は、前項第一号の業務に係る勘定において行うものとする。

第三十三条第二項中「第三十一条第一項第二号」を「第三十一条第一項第一号」に改める。

第三十四条第一項中「第三十一条第一項第二号」を「第三十一条第一項第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 事業団は、第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

第三十五条第三項を削る。

第三十六条第一項及び第二項中「第三十一条第一項第二号」を「第三十一条第一項第一号」に改め、同条第三項中「第三十一条第一項第二号」を「第三十一条第一項第一号」に改め、「(同条第三項の規定により第三十一条第一項第一号の業務に係る勘定に同項第二号の業務に係る勘定から繰り入れる場合においては、その繰り入れる額を当該残余の額から差し引いて得た額。以下同じ。)」を削り、「前条第一項」を「同項」に改める。

第三十七条第一項及び第二項中「第三十一条第一項第三号」を「第三十一条第一項第一号」に改める。

第三十八条第四項を削る。

第四十六号第三号中「第三十五条第三項」を削る。

(特別勘定)

第十四条の二 事業団は、農糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定法事業団法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)の施行の際同法による改正前の第三十一条第一項第一号の業務に係る勘定及び同項第二号の業務に係る勘定に属する生糸その他の資産及び負債のうち政令で定めるものの処理に関する業務に係る経理については、第三十一条第一項の規定にかかわらず、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定(次条において「特別勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

第十四条の三 事業団は、第三十一条第一項第一号の業務に係る勘定に第三十五条第一項の規定による積立金がある場合には、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けた金額の範囲内で当該積立金を減額し、当該減額した額に相当する金額を特別勘定に繰り入れることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(農糸価格安定法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の日から昭和六十年五月三十一日までの期間に係る標準生糸の安定基準価格及び安定上位価格についての第一条の規定による改正後の農糸価格安定法(以下「新安定法」という。)第四条の規定の適用については、同条中「毎年五月までに定め、その年の六月一日から翌年の五月三十一日まで」とあるのは、「農糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定法事業団法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)の施行後遅滞なく定め、同法の施行の日から昭和六十年五月三十一日まで」とする。

2 この法律の施行の日から昭和六十年五月三十一日までの期間に係る標準生糸の事業団買入価格については、同項中「第四条の規定の適用については、毎年当該期間の開始前」とあるのは、「農糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定法事業団法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)の施行の日から昭和六十年五月三十一日までの期間について、当該期間について適用される標準生糸の安定基準価格の決定後遅滞なく」とする。

第三条 この法律の施行の際第一条の規定による改正前の農糸価格安定法(以下「旧安定法」という。)第二条又は第十二条の四の規定による買入れにより蚕糸砂糖類価格安定法事業団(以下「事業団」という。)が保有する生糸(旧安定法第十二条第一項又は第十二条の十第一項の規定による買換えにより事業団が保有する生糸を含む。)は、新安定法第二条の規定による買入れにより事業団が保有する生糸とみなす。

第四条 事業団が旧安定法第十二条の四の規定により昭和六十年四月一日に始まる事業年度においてこの法律の施行前に行つた生糸の買入れ、売戻し及び売渡しは、新安定法第十条の規定の適用については、事業団が新安定法第二条の規定により当該事業年度において行つた生糸の買入れ、売戻し及び売渡しとみなす。

第五条 この法律の施行の日を含む事業年度に係る新安定法附則第三項に規定する計画の作成については、同項中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「農糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定法事業団法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)の施行後遅滞なく」とする。

第六条 この法律の施行の際現に事業団の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

第七条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の蚕糸砂糖類価格安定法事業団法(以下「旧事業団法」という。)第三十一条第一項第一号の業務に係る勘定及び同項第二号の業務に係る勘定に属する資産及び負債(第二条の規定による改正後の蚕糸砂糖類価格安定法事業団法(以下「新事業団法」という。)附則第十四条の二の政令で定める資産及び負債を除く。)は、新事業団法第三十一条第一項第一号の業務に係る勘定に帰属するものとする。

第八条 前条の規定により同条に規定する資産及び負債が新事業団法第三十一条第一項第一号の業務に係る勘定に帰属したときは、その際旧事業団法第三十六条第一項の規定により蚕糸業振興資金として置かれていた金額並びに旧事業団法第三十一条第一項第一号の業務に係る勘定に属する資産の総額から同勘定に属する負債の総額及び旧事業団法第三十一条第二項第一号に掲げる金額を差し引いて得た金額に相当する金額のうち政令で定める金額の合計額は、新事業団法第三十六条第一項の蚕糸業振興資金として置かなければならない。

第九条 この法律の施行前に旧事業団法第三十八条第四項の規定により政府がした保証契約については、同項の規定は、なお効力を有する。

(従前の行為に対する罰則の適用)

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

生糸需給の不均衡、蚕糸砂糖類価格安定法事業団における大量の生糸在庫の累積等蚕糸業をめぐる諸情勢にかんがみ、農及び生糸の価格安定に関する措置の改善を図るとともに、同事業団における生糸在庫の処理の円滑化を図るための措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理 由

生糸需給の不均衡、蚕糸砂糖類価格安定法事業団における大量の生糸在庫の累積等蚕糸業をめぐる諸情勢にかんがみ、農及び生糸の価格安定に関する措置の改善を図るとともに、同事業団における生糸在庫の処理の円滑化を図るための措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理 由

生糸需給の不均衡、蚕糸砂糖類価格安定法事業団における大量の生糸在庫の累積等蚕糸業をめぐる諸情勢にかんがみ、農及び生糸の価格安定に関する措置の改善を図るとともに、同事業団における生糸在庫の処理の円滑化を図るための措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理 由

生糸需給の不均衡、蚕糸砂糖類価格安定法事業団における大量の生糸在庫の累積等蚕糸業をめぐる諸情勢にかんがみ、農及び生糸の価格安定に関する措置の改善を図るとともに、同事業団における生糸在庫の処理の円滑化を図るための措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理 由

生糸需給の不均衡、蚕糸砂糖類価格安定法事業団における大量の生糸在庫の累積等蚕糸業をめぐる諸情勢にかんがみ、農及び生糸の価格安定に関する措置の改善を図るとともに、同事業団における生糸在庫の処理の円滑化を図るための措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

1 繭糸価格安定法の一部改正

(一) 現行の繭及び生糸の価格の異常変動の防止に関する措置を廃止し、繭及び生糸の価格の中間安定に関する措置に準じた新たな繭及び生糸の価格の安定に関する措置に係る規定を整備するものとする。

(二) 蚕糸砂糖類価格安定事業団(以下「事業団」という。)は、その保有する生糸の保管期間が一定期間を超えるに至った場合は、農林水産大臣の承認を受けて、時に悪影響を及ぼさない方法によつてその保有する生糸を売り渡すことができるものとする。

(三) 事業団は、毎事業年度(二)の特別の勘定に属する生糸の売渡しに関する計画を作成し、農林水産大臣の承認を受けなければならぬものとする。

2 蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部改正

(一) 1の(一)により繭及び生糸の価格の異常変動の防止に関する措置が廃止されることに伴い、事業団の業務の範囲及び経理区分の変更等所要の規定の整備を行うものとする。

(二) 事業団は、この法律の施行の際における異常変動防止勘定及び中間安定等勘定に属する資産及び負債のうち政令で定めるものの処理に関する業務に係る経理については、特別の勘定を設けて整理しなければならないものとする。

(三) この法律の施行の際蚕糸業振興資金として置かれていた金額並びに異常変動防止勘定に属する資産の総額から同勘定に属する負債の総額及び資本金の額を差し引いて得た金額のうち政令で定める金額の合計額

は、改正後において蚕糸業振興資金として置くものとする。

二 議案の可決理由

本案は、生糸需給の不均衡、蚕糸砂糖類価格安定事業団における大量の生糸在庫の累積等蚕糸業をめぐる諸情勢にかんがみ、繭及び生糸の価格安定に関する措置の改善を図るとともに、同事業団における生糸在庫の処理の円滑化を図るための措置として妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、日本共産党・革新共同から異常変動防止措置に関する現行法の規定を復活させること等を内容とする修正案が提出されたが否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和六十年年度一般会計予算に、蚕糸砂糖類価格安定事業団の特別勘定における欠損金の一部を補てんする経費として四十四億八千八百万円が計上されている。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して佐藤農林水産大臣より、日本共産党・革新共同提案に係る修正案については、「政府としては反対である。」旨の意見が述べられた。

昭和六十年三月二十六日

農林水産委員長 今井 勇

衆議院議長 坂田 道太殿

〔別紙〕

繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、繭糸価格安定制度が安定帯における価格の安定を通じ蚕糸業の経営安定を図ることを重

要な目的として、ことにかんがみ、本法の運用に当たつては、左記事項の実現に努め、蚕糸業の安定的発展に万遺憾なきを期すべきである。

記

一 新しい繭糸価格安定制度の下における今後の繭糸価格の決定に当たつては、養蚕農家等の経営状況、需要の動向を踏まえ、再生産が図られるよう適正に決定すること。

二 価格決定時期については、従来三月に決定してきた原則を踏まえ、養蚕農家に不安を生ぜしめないよう適切に設定していくこと。

三 特別勘定における事業団の在庫生糸の売渡しについては、実勢糸価の動向に十分配慮して行うこととし、特に実勢糸価が安定基準価格を下回り又は下回るおそれのある場合には、売渡し数量の調整に特段の配慮を行うこと。

四 生糸、絹織物等の輸入については、国内需給に重大な影響を及ぼすことのないよう、二国間協議等を通じて輸入数量の抑制に一層努めること。

五 絹の需要拡大を図るため、きもの大衆化、洋装分野を含めた新規用途の開発、研究等抜本的な需要増進対策を講ずるとともに、絹製品に至るまでの流通の改善合理化を図ること。

六 養蚕農家が安心して繭生産に取り組めるよう繭、生糸、絹織物等の中・長期需給見通しを早急に確立すること。

七 生産性の高い養蚕経営を確立するため、各般にわたる適切な生産施策を積極的に講ずること。

右決議する。

情報処理振興事業協会等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和六十年二月二十日

内閣総理大臣 中曾根康弘

情報処理振興事業協会等に関する法律の一部を改正する法律

情報処理振興事業協会等に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

情報処理の促進に関する法律

目次中「電子計算機利用高度化計画等」を「電子計算機の利用等」に改める。

第一章「利用」を「高度利用」に改める。

第二章「電子計算機利用高度化計画等」を「第二章 電子計算機の利用等」に改める。

第三章の次に次の一条を加える。

(電子計算機の連携利用に関する指針)

第三条の二 主務大臣(電子計算機を利用する事業者(以下単に「事業者」という。)の行う事業を所管する大臣をいう。)は、その事業の分野に属する事業者が広く連携して当該事業の分野における電子計算機の効率的な利用を図ることが必要であり、かつ、適切であると認めるときは、計画を立案して、その事業の分野において事業者が連携して行う電子計算機の利用の態様、その実施の方法及びその実施に当たつて配慮すべき事項に関する指針を定め、これを公表するものとする。

2 前項の指針は、関連中小企業者の利益が不当に害されることがないよう配慮されたものでなければならぬ。

3 第一項の指針を定めるに当たつては、あらかじめ、関係審議会等の意見を聴くものとする。

4 前項の規定は、第一項の指針の変更について準用する。

第四条第一項中「前条第一項第一号に掲げる電子計算機の設置及び同項第二号に掲げるプログラムの開発の促進」を「情報処理の高度化を図るために改める。

第十条第二項中「協会は、」の下に「第二十八条第一項第四号から第六号までに掲げる業務に必要な

昭和六十年三月二十八日 衆議院會議録第十七号 情報処理振興事業協会等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

六五二

資金に充てたるため又は第三十条第一項の信用基金に充てたるためを加え、同条に次の一項を加える。

4 第二項の認可があつた場合において、協会に融資しようとする者は、第二十八条第一項第四号から第六号までに掲げる業務に必要な資金又は第三十条第一項の信用基金のそれぞれに充てべき金額を示すものとする。

第十二条第一項中「政府以外の」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、第三十条第一項の信用基金に係る出資に係る政府の持分については、この限りでない。

第十二条第二項中「政府以外の」を削る。

第二十三条に次の一項を加える。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は通商産業大臣に意見を提出することができる。

第二十八条第一項中「行ない」を「行う」に改め、同項中第八号を第十二号とし、第七号を第十一号とし、同項第六号中「行ない」を「行い」に改め、同号を同項第十号とし、同項第五号中「開発」の下に「又はプログラムの開発に関する業務を行う者の技術の向上」を加え、同号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 企業等が行う電子計算機の共同利用のうち事業活動の効率化に特に寄与すると認められる態様の共同利用に用いられるプログラムの開発に必要な資金の貸付けを行うこと。

第二十八条第一項中第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 電子計算機を利用してプログラムの作成を効率化するためのプログラム(以下「効率化プログラム」という。)を開発すること。

五 効率化プログラムであつて、企業等が開発したものについて、対価を支払い、その利用に関する権利を取得すること。

六 協会がその利用に関する権利を有する効率化プログラム及び協会が収集したプログラム

の作成の効率化に資する情報を、対価を得て、提供すること。

第二十八条第二項中「前項第八号」を「前項第十二号」に、「行なう」を「行おう」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(業務の委託)

第二十八条の二 協会は、通商産業大臣の認可を受けて定める基準に従つて、前条第一項第四号又は第六号に掲げる業務の一部を委託することができる。

第三十条第一項中「第二十八条第一項第四号及び第五号」を「第二十八条第一項第七号及び第八号」に改め、「場合において」の下に「信用基金に充てるべきものとして」を加え、「あてて」を「充て」に改める。

第三十四条の次に次の一条を加える。

(特別勘定)

第三十四条の二 協会は、第二十八条第一項第四号から第六号までに掲げる業務(これらの業務に附帯する業務を含む。以下「プログラム作成効率化業務」という。)に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

2 協会は、前項に規定する特別の勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額に政令で定める率を乗じて得た額以上の額を積立金として積み立てなければならない。

3 協会は、前項の規定による積立てを行った後、なお残余があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、その残余の額をプログラム作成効率化業務に係る出資者の出資に對しそれぞれの出資額に応じて分配することができる。

4 協会は、第一項に規定する特別の勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、第二項の積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、損失の繰越欠

損金として整理しなければならない。

第三十五条第一項中「受けて」の下に「長期借入金又は」を加え、同条の次に次の三條を加える。

(債務保証)

第三十五条の二 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、協会の長期借入金に係る債務について保証することができる。

(償還計画)

第三十五条の三 協会は、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十五条の四 協会は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

第三十九条第二項中「出資者原簿には」の下に「プログラム作成効率化業務に係る出資及び第三十条第一項の信用基金に係る出資」とを加える。

第四十条を次のように改める。

(解散)

第四十条 協会は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、第三十四条の二第一項に規定する特別の勘定に属する額に相当する額をプログラム作成効率化業務に係る各出資者に對し、その他の勘定に属する額に相当する額を第三十条第一項の信用基金に係る各出資者に對し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。

2 前項の規定により第三十条第一項の信用基金に係る各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、協会の解散に

ついては、別に法律で定める。

第四十一条第一項第一号中「第三十二条又は」を「第三十二条、第三十四条の二第三項、」に改め、「第二項ただし書」の下に「又は第三十五条の三」を加え、同項第二号中「第三十三条第一項」の下に「又は第三十五条の四」を加える。

第四十二条及び第四十三条中「三万円」を「十万円」に改める。

第四十四条中「一万円」を「五万円」に改める。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、題名の改正規定、目次の改正規定、第一条の改正規定、第二章の章名の改正規定、第三条の次に一條を加える改正規定及び第四条第一項の改正規定並びに附則第五条、第六条及び第十一條の規定は、昭和六十一年四月一日から施行する。

第二条 改正後の情報処理の促進に関する法律第三條の二第一項の指針の設定については、同項に規定する主務大臣は、昭和六十一年四月一日前においても関係審議会等の意見を聴くことができる。

(経過措置)

第三条 この法律の施行前に情報処理振興事業協会に對してされた出資は、改正後の第三十条第一項の信用基金に充てべきものとしてされた出資とみなす。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(機械類信用保険法の一部改正)

第五条 機械類信用保険法(昭和三十六年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「情報処理振興事業協会等に関する法律」を「情報処理の促進に関する法律」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第六条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二

十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条の二第二項の表第一号個人の欄及び第五十六条の九第一項の表第一号法人の欄中「情報処理振興事業協会等に関する法律」を「情報処理の促進に関する法律」に改める。

(所得税法の一部改正)

第七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表情報処理振興事業協会の項を削る。

(法人税法の一部改正)

第八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表情報処理振興事業協会の項を削る。

(印紙税法の一部改正)

第九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三情報処理振興事業協会等に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二十八条第一項第四号及び第五号(業務の範囲)の業務に関する文書の項を削る。

(地方税法の一部改正)

第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「情報処理振興事業協会」を削る。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十二条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第七十四号中「情報処理振興事業協会等に関する法律」を「情報処理の促進に関する法律」に改める。

理由

最近における情報化社会の新たな要請にこたえるため、電子計算機の連携利用に関する指針を設

定することとし、及び情報処理振興事業協会の業務として電子計算機を利用してプログラムの作成を効率化するためのプログラムの開発等の業務を追加することとし、同協会が長期借入金をするに及ぶことができることとし、当該借入金に係る債務についての政府の保証につき定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

情報処理振興事業協会等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における情報化社会の新たな要請にこたえるため、電子計算機の連携利用に関する指針を定めるとともに、情報処理振興事業協会の業務の拡充を図る等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 題名の改正

法律の題名を「情報処理の促進に関する法律」に改める。

2 電子計算機の連携利用に関する指針

主務大臣は、事業者が広く連携してその事業分野における電子計算機の効率的な利用の促進を図ることが必要かつ適切であると認めるときは、電子計算機利用高度化計画を立案して、その事業の分野において事業者が連携して行う電子計算機の利用の態様、その実施の方法及びその実施に当たって配慮すべき事項に関する指針を定め、これを公表するものとする。

3 情報処理振興事業協会の業務の追加

情報処理振興事業協会(以下「協会」という。)の業務として、次の業務等を加える。

- (1) 電子計算機を利用してプログラムの作成を効率化するためのプログラム(以下「効率化プログラム」という。)を開発すること。
- (2) 情報処理サービス業者等以外の者が金融

機関からプログラムの開発に関する業務を行う者の技術の向上に必要な資金を借り入れる場合におけるその借入れに係る債務を保証すること。

(3) 企業等が行う電子計算機の共同利用のうち事業活動の効率化に特に寄与すると認められる態様の共同利用に用いられるプログラムの開発に必要な資金の貸付けを行うこと。

4 特別勘定

協会は、プログラム作成効率化業務に係る経理については、他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

5 業務の委託

協会は、通商産業大臣の認可を受けて定める基準に従って、効率化プログラムの開発若しくは普及の業務の一部を委託することができ

6 長期借入金及び政府保証

協会は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができるとし、政府は、協会の長期借入金に係る債務について保証することができ

7 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、題名の改正規定、電子計算機の連携利用に関する指針に係る改正規定等は、昭和六十年四月一日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、最近における情報化の進展に対応し、情報処理の促進に資するための措置として、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

効率化プログラムの開発に要する経費として、昭和六十年年度産業投資特別会計に二十億

円、同一一般会計予算総則に三億円が計上されている。
右報告する。

昭和六十年三月二十六日

商工委員長 粕谷 茂
衆議院議長 坂田 道太殿

(別紙)

情報処理振興事業協会等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、最近における目覚ましい情報化の進展に適切に対応するとともに、健全な高度情報社会の実現を円滑に促進するため、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 電子計算機の連携利用に関する指針の策定に当たっては、業種間の整合性の確保に努めるとともに、異業種間の連携利用の進展に十分留意し、その対応に遺憾なきを期すること。

二 電子計算機の連携利用の拡大に伴い、競争秩序に悪影響を生じないよう独占禁止法の運用に留意し、関連中小企業者及び一般消費者の利益の保護に配慮すること。

三 ソフトウェア生産の効率化、高度化については、ソフトウェア生産工業化システムの開発を中核として一層推進するとともに、情報処理技術者試験の充実を図る等、情報処理技術者の育成・確保に積極的に取り組むこと。

四 電子計算機の正常な機能を維持し、情報処理の適確な実施を確保することは、情報化社会の極めて重要な課題であることにかんがみ、電子計算機システムの安全対策のための法的整備について、早急に政府内部の調整を図ること。

五 地域間の情報格差を是正し、地域における情報化を促進するため、政策的支援を積極的に展開するとともに、必要に応じ、法的措置について検討すること。

六 情報関連機器間及びシステム間の相互運用に係る技術開発並びに第五世代コンピュータ等の

昭和六十年三月二十八日 衆議院會議録第十七号

開発を一層推進すること。

七 情報化の進展が円滑に促進されるよう、高度情報社会を展望した基本法制について早急に検討するとともに、当面、関係法律及び諸制度等の見直し、検討を可及的速やかに行うこと。
八 情報化の進展に伴うプライバシーの確保への危機、新たな健康障害の増大等に対し、適切な対策を講ずるとともに、雇用問題への影響について十分配慮すること。

道路整備緊急措置法及び道路整備特別会計法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和六十年二月十五日

内閣総理大臣 中曽根康弘

道路整備緊急措置法及び道路整備特別会計法の一部を改正する法律

(道路整備緊急措置法の一部改正)

第一条 道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

(地方道路整備臨時交付金)

第五条 国は、地方公共団体に対し、昭和六十年年度以降三箇年間は、毎年度、第二条第一項の政令で定める都道府県道その他の道路の舗装その他の改築又は修繕のうちその規模について建設大臣が定める基準を超えないものであつて、公共施設施設の整備等に関連して、又は地域の自然的若しくは社会的特性に即して地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るため一定の地域において一体として行われるべきものに関する事業のうち、道路整備五箇年計画に照らし緊急に行われる必要があると認められる事業(以下「対象事業」という。)に要する経費の財源に充てため、交付金を交付する。

情報処理振興事業協会等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
計法の一部を改正する法律案及び同報告書

する。

2 前項の交付金(以下「地方道路整備臨時交付金」という。)の総額は、当該年度の揮発油税の収入額の予算額(昭和六十一年度及び昭和六十二年年度にあつては、それぞれ当該各年度の前年度の揮発油税の収入額の予算額が同年度の揮発油税の収入額の決算額に不足するときは、当該不足額を加算し、当該予算額が当該決算額を超えるときは、当該超過額を控除した額)の十五分の一に相当する額を限度とする。

3 地方道路整備臨時交付金をその費用の財源に充てて対象事業を実施しようとする道路管理者は、毎年度の当該対象事業の実施に関する計画を建設大臣に提出するものとする。この場合において、当該対象事業が道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるときは、関係道路管理者が協議して当該計画を作成するものとする。

4 地方道路整備臨時交付金は、前項の規定により提出された計画に基づき、地方公共団体ごとに交付するものとし、その額は、第二項の規定による地方道路整備臨時交付金の限度額に配分割合(当該地方公共団体が前項に規定する計画に基づき実施する対象事業に要する費用の額を当該年度において提出された同項に規定する計画に基づき実施されるすべての対象事業に要する費用の合計額で除した割合をいう。)を乗じた額を基礎とし、当該地方公共団体における道路の整備の状況その他の事情を勘案して建設省令で定める基準に従い補正した額とする。ただし、その額は、当該地方公共団体が同項に規定する計画に基づき実施する対象事業に要する費用の額を超えることができない。

5 対象事業に要する費用については、道路法、道路の修繕に関する法律その他の法令の規定に基づく国の補助は、当該規定にかかわ

らず、行わないものとする。

6 前各号に定めるもののほか、地方道路整備臨時交付金の交付に関し必要な事項は、建設省令で定める。

(道路整備特別会計法の一部改正)

第二条 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三條中「次条の規定」の下に「により地方道路整備臨時交付金の交付に要する費用の財源に充てられる揮発油税の収入、第四条の規定」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(揮発油税の収入の帰属)

第三條の二 揮発油税の収入のうち道路整備緊急措置法第五条第二項に定める額に相当するものは、同項に規定する地方道路整備臨時交付金の交付に要する費用の財源に充てられるため、毎会計年度、この会計の歳入に組み入れるものとする。

第四條中「道路整備事業」の下に「(道路整備緊急措置法第五条第二項に規定する地方道路整備臨時交付金の交付を除く。)」を加える。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して、第二條の規定による改正後の道路整備特別会計法の規定は、昭和六十年年度の予算から適用する。

(国税収納金整理資金に関する法律の一部改正)
2 国税収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「若しくは石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計」を「石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計若しくは道路整備特別会計」に改める。

理由

昭和五十八年度を初年度とする道路整備五箇年計画の推進を図るため、新たに、地方公共団体に

対し、昭和六十年年度以降三箇年間は、地方道路整備臨時交付金を交付することとする等必要な措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

道路整備緊急措置法及び道路整備特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、第九次道路整備五箇年計画の整合のとれた推進を図るため、新たに地方道路整備臨時交付金を創設し、国は地方公共団体に対し、昭和六十年年度以降三箇年間は、毎年度、一定の地方道路の整備に要する経費の財源に充てため交付金を交付することとし、このため、道路整備緊急措置法及び道路整備特別会計法について所要の改正を行おうとするものである。

二 議案の可決理由
本案は、地方道路の整備を含む一般道路事業の進捗に特に遅れがみられる現状にかんがみ、第九次道路整備五箇年計画の整合のとれた推進を図るため、要当な措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
昭和六十年年度道路整備特別会計予算において、地方道路整備臨時交付金千億千十億円が計上されている。
昭和六十年三月二十七日
建設委員長 保岡 興治
衆議院議長 坂田 道太殿

(別紙)
道路整備緊急措置法及び道路整備特別会計法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について

て、適切な措置を図り、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 地方道路整備臨時交付金の交付に当たつては、地方公共団体の意志を十分に配慮すること。

二 道路整備事業に当たつては、地方公共団体の自主財源の確保を図るとともに、生活道路の整備や危険箇所の改修等にも、より一層の配慮を行うこと。

三 揮発油税の収入の一部の道路整備特別会計への直接繰入れによる本交付金事業の取扱いについては、本法が三箇年間の臨時措置であることに鑑み、昭和六十三年以降においては、慎重に検討すること。

右

国会に提出する。

昭和六十三年三月七日

内閣総理大臣 中曾根康弘

あへん特別会計法を廃止する法律

あへん特別会計法(昭和三十年法律第三十一号)は、廃止する。

附則

1 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(あへん特別会計法の廃止に伴う経過措置)

2 あへん特別会計の昭和五十九年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。

3 昭和五十九年度のあへん特別会計の歳出予算に係る経費の金額のうち財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、一般会計に繰り越して使用することができる。

(あへん特別会計に属する権利義務の帰属)

4 この法律の施行の際あへん特別会計に属する権利義務は、政令で定めるところにより、一般会計に帰属するものとする。

5 前項の規定により一般会計に帰属した現金は、同会計の歳入とする。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律の一部改正)

6 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
第一条中、「あへん特別会計」を削る。

理由

あへん特別会計の現況に顧み、同会計を昭和五十九年度限り廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

あへん特別会計法を廃止する法律案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の要旨及び目的
本法案の内容は、次のとおりである。

1 あへん特別会計を昭和五十九年度限り廃止するものとする。

2 あへん特別会計の廃止に伴い、必要な経過措置を定めるとともに、同会計に属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。

二 議案の可決理由

あへん特別会計の現況に顧み、同会計を昭和五十九年度末をもって廃止することは、時宜を得た適切な措置であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に伴う予算措置

あへん特別会計の廃止に伴い、昭和六十一年度一般会計予算の歳入において、あへん特別会計整理収入として十六億一千二百八十四万六千円

を計上している。
右報告する。

昭和六十一年三月二十七日

大蔵委員長 越智 伊平

衆議院議長 坂田 道太

閣税暫定措置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和六十一年三月十五日

内閣総理大臣 中曾根康弘

閣税暫定措置法(昭和三十一年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和六十一年三月三十一日まで」を「昭和六十一年三月三十一日まで(同表の品名の欄にこれと異なる期限又は期間を定めているものにあつては、当該期限又は期間は当該期間内に改め、同条第二項中「別表第一の二」を「別表第一の二(A)」に、「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十一年十二月三十一日」に、「別表第一の三」を「別表第一の二(B)」に、「昭和五十九年十二月三十一日」を「昭和六十一年十二月三十一日」に改める。

第六条の四 閣税率法別表第七六・〇一号の一に掲げるアルミニウムの塊(アルミニウムの含有量が全重量の九九・九五パーセント以上のものを除く。以下この条において「アルミニウムの塊」という。)で本邦においてアルミニウム製錬業を営む者(電解炉を用いてアルミニウムの塊の生産を行う者に限る。)が昭和六十一年三月三十一日までに輸入するものについては、特定産業構造改善臨時措置法(昭和五十三年法律第四十四号)第三条第一項の規定により定められたアルミニウム製錬業に係る構造改善基本計画に

基づき昭和六十一年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間に処理を行うべきものとされている設備に係るアルミニウムの塊の年間生産能力の合計数量に相当する数量の範囲内のもに限り、政令で定めるところにより、その関税の率をパーセントに軽減する。

第七条第一項及び第四項、第七条の二第一項並びに第七条の三第一項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十一年三月三十一日」に改める。

第七条の四第一項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十一年三月三十一日」に、「三百五十円」を「四百四十円」に、「三百円」を「三百七十円」に改める。

第八条第一項中「別表第一の四」を「別表第一の三」に改める。

第八条の二第一項第二号中「別表第一の二の税率、別表第一の三の税率及び」を「別表第一の二(A)及び(B)の税率並びに」に改める。

第八条の三第二項中「第五七・〇六号及び第五七・一〇号」を「第五七・〇六号」に改める。

第八条の四第一項中「及び第五七・一〇号」を「同条第三項及び」第三項を削り、同条第五項中「第三項」を削る。

第八条の六第四項中「第三項」を削る。

附則第三項中「第五九・〇四号の一から四まで」を「第五七・一〇号、第五九・〇四号の一から四まで」に改め、附則第四項の次に次の一項を加える。

5 閣税暫定措置法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第 号)の規定による改正後の閣税暫定措置法第八条の四第一項前段及び第二項の規定の昭和六十一年度における適用については、第一項前段の規定中「加算した額又は数量」とあるのは「加算した額又は数量に百分の百六を乗じて得た額又は数量」と、第二項中「前年度における当該特恵対象物品の限度額等」とあるのは「前年度における当該特恵対象物品の限度額等(同項の特恵対象物品を原産地とする

昭和六十年三月二十八日 衆議院會議録第十七号 関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

関税定率法別表第五七・一〇号に掲げる物品に係る輸入額又は輸入数量が含まれている場合には、当該輸入額又は輸入数量を控除したものとす。に」と、「加算した額又は数量」とあるのは「加算した額又は数量に百分の百三を乗じて得た額又は数量」と、「前年度における当該特恵対象物品の限度額等」とあるのは「前年度における当該特恵対象物品の限度額等（同項の特別特恵受益国を原産地とする関税定率法別表第五七・一〇号に掲げる物品に係る輸入額又は輸入数量が含まれている場合には、当該輸入額又は輸入数量を控除したものとす。に）に百分の百三を乗じて得た額又は数量」とする。

別表第一第一〇一・一〇三号中「第一六・〇二号及び別表第一の二第二〇二・〇一」を「及び第一六・〇二」に改める。

別表第一第一〇一・〇一を次のように改める。

〇二・〇一	肉及び食用のくず肉(第〇一・〇一、第〇一・〇二、第〇一・〇三又は第〇一・〇四に該当する動物のもので、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)	一五%
	一 牛の肉及びくず肉のうち	
	二 豚の肉及びくず肉のうち	
	(1) 枝肉	
	(i) はく皮したもの	
	1 課税価格が一キログラムにつき、はく皮した枝肉に係る基準輸入価格を一・〇五で除して得た額以下のもの	一キログラムにつき、当該基準輸入価格と課税価格との差額
	2 その他のもの	五%
	(ii) はく皮していないもの	
	1 課税価格が一キログラムにつき、はく皮していない枝肉に係る基準輸入価格を一・〇五で除して得た額以下のもの	一キログラムにつき、当該基準輸入価格と課税価格との差額
	2 その他のもの	五%

(2) その他のもの(臓器を除く。)

(i) 課税価格が一キログラムにつき、はく皮した枝肉に係る基準輸入価格を〇・七八七五で除して得た額以下のもの

別表第一第一〇四・〇二号中

砂糖を加えてないもの

(1) 調製したホエイ(粉状又は粒状のもので、乳幼児用調製粉乳の原料として使用されるものに限る。)

(2) その他のもの

別表第一第一〇四・〇五号の次に次の一号を加える。

〇五・〇七 羽毛皮及びその他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分(繰を整えてあるかどうかを問わない)並びに鳥の縮毛(加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限る)並びに羽毛又はその部分の粉及びくず

別表第一第一〇八・〇五号中

(3) マカダミアナット

(4) ビスタチオナット及びペカン

別表第一第一〇八・一二号中

(2) その他のもの

(3) その他のもの

別表第一第一〇五・〇七号中「三三」を「二〇円七〇銭」に改める。

別表第一第一六・〇二号を次のように改める。

一六・〇二	肉又はくず肉のその他の調製品	無税
	二 その他のもの	
	(i) その他のもの	
	(1) 牛肉、豚肉又はこれらのくず肉を含有しないもの	一〇%
	(2) ハム及びベーコン(滅菌したものを除く。)、プレスハム(つなぎを除く原料肉塊が豚肉のものに限る)並びに	

昭和六十年三月二十八日 衆議院會議録第十七号 関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和六十年三月二十八日 衆議院會議録第十七号 関稅暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

六五八

別表第一第二二・〇五号中「四五五円」を「三六〇円」に、「一六〇円」を「八〇円」に、

(2) その他のもの

(i) シェリー、ポートその他の強化ぶどう酒

(ii) その他のもの

一リットルにつき二八〇円
を

に改める。

一リットルにつき二二〇円
三八% (その率が一リットルにつき二八〇円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき一六六円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)

別表第一第二三・〇七号中

(1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの (気密容器以外の小売容器入りのものに限り、乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの及び粗たんばく質の含有量が全重量の三五%以上のものを除く。)

一五%

(1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの (気密容器以外の小売容器入りのものに限り、乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの及び粗たんばく質の含有量が全重量の三五%以上のものを除く。)

一二%

に改める。

別表第一第二七・一〇号中「二五円」を「九五円」に、

(i) 灯油
B その他のもの

一キロリットルにつき一、〇一〇円
を

(i) 灯油

B その他のもの

(1) ノルマルパラフィン (直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限り、)

(2) その他のもの

無税
一キロリットルにつき一、〇一〇円
に改める。

別表第一第二七・一一号中

(i) アンモニア、メチルアルコール、ニ―エチルヘキシルアルコール又はオレフィン系炭化水素の製造に使用するもの

一トンにつき二八〇円
を

(i) アンモニア、ニ―エチルヘキシルアルコール、オレフィン系炭化水素又は無水マレイン酸の製造に使用するもの

一トンにつき一、〇一〇円
に、「五五〇円」を「二〇〇円」に改める。

別表第一第二九・一三号中

(2) しょう脳 (融点が温度一七五度以上のものを除く。)

無税
を

(i) しょう脳 (融点が温度一七五度以上のものを除く。)

八・二%
に改める。

別表第一第二九・三五号中

九 サントニン

無税
に改める。

別表第一第三五・〇一号の次に次の一号を加える。

三五・〇二 アルブミン、アルブミンナート及びその他のアルブミン誘導体

一〇%

別表第一第三五・〇四号中「一〇・四%」を「八・五%」に改める。

別表第一第三七・〇一号中「八・二%」を「七・二%」に、「七・二%」を「六%」に改める。

別表第一第三七・〇二号中

(i) その他のもの

(1) エックス線用のもの

(2) その他のもの

(iii) その他のもの

(iv) その他のもの

別表第一第三七・〇三号中「一%」を「四%」に改める。

六%
に改める。

(v) その他のもの

(vi) その他のもの

(vii) その他のもの

(viii) その他のもの

(ix) その他のもの

(x) その他のもの

別表第一第三八・一九号中「一・九%」を「一・二%」に改める。
別表第一第四〇・一一号を次のように改める。

四〇・一一 ゴム製のタイヤ、タイヤケース、交換性タイヤトレッド、インナーチューブ及びタイヤフラップ(車輪用のものに限る。)

一 自動車用のもの(公称の幅が一〇・六ミリメートルを超えるタイヤ及びタイヤケース並びにこれらに使用するインナーチューブ及びタイヤフラップに限る。)

四%
二%

別表第一第四〇・一六号の次に次の一号を加える。

四一・〇二 牛革(水牛革を含む。及び馬属の動物の革(第四一・〇六号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。))

二 その他のもの
(一) その他のもののうち
クロムなめしのもの(フルグレン又はグレンスプリットで、半なめしのものに限る。)

二 ミンク又はうさぎの毛皮のうち
うさぎの毛皮

別表第一第四三・〇一号中

無税

無税

二 ミンク又はうさぎの毛皮

(1) うさぎの毛皮
(2) ミンクの毛皮

無税

別表第一第四四・二八号中「五・八%」を「五・一%」に改める。
別表第一第四八・〇一号中

(1) クラフト紙及びクラフトライナー

九・三%を

(i) 昭和六一年三月三十一日までに輸入されるもの

八・五%

(ii) 昭和六一年四月一日から昭和六二年三月三十一日まで
に輸入されるもの

七・七%

(iii) 昭和六二年四月一日から昭和六三年三月三十一日まで
に輸入されるもの

七%

を「五%」に改める。

別表第一第四八・〇七号中

(2) その他のもの

五・一%を

(i) 印刷用紙、筆記用紙及び図画用紙
(ii) その他のもの

1 昭和六一年三月三十一日までに輸入されるもの

四・八%

2 昭和六一年四月一日から昭和六二年三月三十一日まで
に輸入されるもの

四・四%

3 昭和六二年四月一日から昭和六三年三月三十一日まで
に輸入されるもの

四%

別表第一第五六・〇一を次のように改める。

五六・〇一 人造繊維の短繊維(カードし、コムし又はその他の紡績準備の処理をしたものを除く。)

一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの

一〇%

二 その他のもの

六%

別表第一第五八・〇四号中

(一) アストラカン織り又はシル織りのもの

八%を

(二) アストラカン織り又はシル織りのもの

無税に改める。

別表第一第五九・一五号中

一 亜麻製又はラミー製のもの

一六%を

二 亜麻製又はラミー製のもの

無税に

三 その他のもの

二%を

(1) 綿製のもの

無税に改める。

(2) その他のもの

無税

別表第一第六一・〇五号中「二%」を「一・三%」に改める。
別表第一第六一・〇六号中「七・五%」を「六・六%」に改める。
別表第一第六一・〇七号中「一〇・二%」を「九・八%」に改める。

別表第一第六二・〇四号中「一六%」を「無税」に改める。
別表第一第六四・〇一号中「スキー靴」を「スキー靴で、昭和六五年三月三十一日までに輸入されるもの」に改める。

別表第一第六五・〇一號中「一〇%」を「四・五%」に改める。
別表第一第六五・〇二號中「一〇%」を「四・三%」に改める。
別表第一第六五・〇三號中「九%」を「無税」に改める。

別表第一第六五・〇四號中「七・五%」を「無税」に改める。
別表第一第六六・〇二號中「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一第六七・〇二號中「二%」を「無税」に改める。
別表第一第六七・〇三號中「一六%」を「七・五%」に改める。

別表第一第六七・〇四號中「一七・五%」を「七・八%」に改める。
別表第一第六七・〇五號中「一七・五%」を「七・八%」に改める。
別表第一第六七・〇六號中「一七・五%」を「七・八%」に改める。

別表第一第六七・〇七號中「二〇%」を「八・二%」に改める。
別表第一第六七・〇八號中「二〇%」を「八・二%」に改める。

別表第一第六七・〇九號中「二〇%」を「八・二%」に改める。
別表第一第六七・一〇號中「二〇%」を「八・二%」に改める。

別表第一第六七・一一號中「二〇%」を「八・二%」に改める。
別表第一第六七・一二號中「二〇%」を「八・二%」に改める。

別表第一第六七・一三號中「二〇%」を「八・二%」に改める。
別表第一第六七・一四號中「二〇%」を「八・二%」に改める。

別表第一第六七・一五號中「二〇%」を「八・二%」に改める。
別表第一第六七・一六號中「二〇%」を「八・二%」に改める。

昭和六十年三月二十八日 衆議院會議録第十七号 関稅暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

六六〇

別表第一第七四・一五号中「六・四%」を「五・八%」に改める。
別表第一第七四・一八号中「五・八%」を「五・一%」に改める。
別表第一第七四・一九号及び第七五・〇六号中「六・四%」を「五・八%」に改める。
別表第一七七・〇一号中「六・一六四九四%」を「六・二九四二%」に、「八・六%」を「六・五%」に改める。

別表第一七八・〇一号中「一六〇円三七銭」を「一六四円二五銭」に、「六%」を「三・五%」に、「九・六%」の率が「キログラムにつき一〇円四〇銭」を「四・七%」(その率が「キログラムにつき六四四〇銭」に改める。

別表第一第八二・〇九号中「五・九%」を「五・五%」に改める。

別表第一第八二・一三号中「五・九%」を「五・五%」に、「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一第八二・一四号中「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一第八二・一五号中「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一第八三・〇一号及び第八三・〇二号中「五・八%」を「五・一%」に改める。

別表第一第八三・〇六号及び第八三・〇九号中「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一第八四・二三号中

- (1) エキスカベーターの部分品 三・六%
- (2) しゆんせつ機の部分品 四・二%
- (3) その他のもの 一二%
- 三 その他のもの 三・六%

- (1) 部分品 無税
- (2) その他のもの 一二%
- 三 その他のもの 無税

別表第一第八四・二五号を次のように改める。

八四・二五 收穫機、脱穀機、わら用又は乾草用のプレス、草刈機、種用、穀物用又は豆用の風力選別機その他これに類するクリーニング機及び卵その他の農産物の分類機(第八四・二九号に該当するパン用穀物の製粉用機械を除く。)

- (1) ヘイベーター 無税
- (2) その他のもの 六%

別表第一第八四・六六号中「三・六%」を「二%」に改める。

別表第一第八五・二二号中「昭和六〇年三月三十一日」を「昭和六一年三月三十一日」に改める。

別表第一第八七・〇六号中

- (1) 第八七・〇一号に該当するトラクターの部分品(無限軌道式トラクター用のものを除く。) 六%
- (i) 無限軌道式トラクター用のもの 四・九%
- (ii) その他のもの 六%

別表第一第九〇・〇五号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一第九〇・一七号中「齒科用の機器」を削り、「(2) その他のもの 四・五%」に改める。

- (2) 齒科用の機器並びにその部分品及び附屬品 四・五%
- (3) その他のもの 四・九%

別表第一第九〇・二八号中

- (1) 速度計及び回転速度計並びに自動調整機器(自動車のものに限定) 無税
- (2) その他のもの 一二%

(1) 速度計及び回転速度計並びに自動調整機器(自動車のものに限定) 無税

(2) 電磁式分析機器、寸法測定機(マイクロメーター及び指針測微器を除く。)及び動力試験機 二・五%

(3) その他のもの 一二%

別表第一第九一・〇九号中「六・八%」を「五・七%」に改める。

別表第一第九一・一〇号中「七・九%」を「七・二%」に改める。

別表第一第九四・〇三号中「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一第九六・〇五号中「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一第九八・〇三号中「九・六%」を「七・五%」に、「二四七二銭」を「一四八九銭」に、「一〇・二%」を「八・二%」に改める。

別表第一第九八・〇四号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一第九八・一〇号中「六・八%」を「六・四%」に、「五・八%」を「五・一%」に、「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一第九八・一一号、第九八・一二号及び第九八・一四号中「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二中「別表第一に定める関稅率に係る特別輕減關稅率表(第二条、第

八条の二、第八条の六関係)

「別表第一の二 特別輕減關稅率表(第二条、第八条の二、第八条の六関係)」に改める。

(A) 別表第一の二第〇二・〇一を削る。

別表第一の二第〇三・〇三号中「塩水づけ」を「塩水漬け」に、

(一) 生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもの 三・一%

(二) 生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもの 三%

(三) 生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもの 五%

(四) 生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもの 五%

(五) 生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもの 五%

(六) 生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもの 五%

(七) 生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもの 五%

(八) 生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもの 五%

(九) 生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもの 五%

(十) 生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもの 五%

改め、同号の前に次の三号を加える。

〇二・〇六	肉及び食用のくず肉（塩蔵、塩水漬け、乾燥又はくん製のものに限るものとし、くず肉にあつては、家さんの肝臓を除く。）	七%
〇三・〇一	二 豚及び牛のもの以外のもの 魚（生きていないものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。） 二 その他のもの A その他のもの にしん（クルマエビ属の魚）及びその卵、たら（ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚）及びその卵、ぶり（セリオラ属の魚）、さば（スコンベル属の魚）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属及びエングラウリス属の魚）、あじ（トラクルス属及びデカプテルス属の魚）並びにさんま（コラピス属の魚）のうちたらの卵（冷凍のものに限る。） B その他のもの さめ（生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。） バラクータ（かます科及びくろたちかます科のものに限る。）及びキングクリップ（生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。）並びにたい（冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。） 魚（塩蔵、塩水漬け又は乾燥のものに限る。）及びくん製のもの（製の前又は後くん製の際に加熱による調理をしてあるかどうかを問わない。） 一 魚卵のうち たら（ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚）のもの 〇三・〇二	六%
別表第一の二第〇三・〇三号の次に次の一号を加える。	〇六・〇三 切花（生鮮のもの又は乾燥、染色、漂白その他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）	無税
別表第一の二第〇八・〇一号中	（一）干しバナナ 二 バイナップルのうち 乾燥のもの 四 その他のものうち ココヤシの実及びブラジルナット カシューナット	六% 一二% 六% 無税

〇八・〇二	かんきつ類の果実（生鮮又は乾燥のものに限る。） 三 グレープフルーツ 毎年六月一日から同年十一月三〇日まで輸入されるもの 毎年十二月一日から翌年五月三十一日まで輸入されるもの	一二% 二五%
〇八・〇六	りんご、なし及びマルメロ（生鮮のものに限る。）のうち なし及びマルメロ 冷凍果実（あらかじめ加熱による調理をしてあるかどうかを問わないものとし、糖類を加えてないものに限る。）のうち パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、プリンピ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンプ、レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴ、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ	八% 一二%
〇九・〇四	二 その他のもの （一）粉砕し又は混合したもの ト こしより属のベッパ及びとうがらし属又はピメンタ属のピメン	三・五% 一二%
別表第一の二第〇九・一〇号中	一 カレー 三 その他のもの B 粉砕し又は混合したもの （b）その他のもの	一二% 三・五%
次に次の二号を加える。	一五・〇七 植物性油脂（精製してあるかどうかを問わない。） 八 パーム油及びパーム核油のうち パーム油 一六・〇二 肉又はくず肉その他の調理品 二 その他のもの （一）単に水煮した後に乾燥したもの 牛肉、豚肉又はこれらのくず肉を含有しないもの （二）単に水若しくは塩水で煮、又は（単に水若しくは塩水で煮、又はその後冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水づけ若しくは乾燥したものを除く。）及び気密容器入りのかに	七% 七% 九・二%

昭和六十年三月二十八日 衆議院會議録第十七号 関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

六六二

えび(単に水若しくは塩水で煮、又はその後冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したものを除く。)

気密容器入りのかに

別表第一の二第二二〇・〇一を次のように改める。

二〇・〇一 食酢又は酢酸で調製した野菜及び果実(砂糖、塩、香辛料又はマスタードを加えてあるかどうかを問わない。)

一 砂糖を加えたもののうち

パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、プリンビン、チャンベダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンプ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン

二 その他のもののうち

パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、プリンビン、チャンベダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンプ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシマンゴー及びマンゴスチン

(二) その他のもののうち

なし(砂糖を加えたもの(缶詰、瓶詰又はつぼ詰のものに限る。以外)のものに限るものとし、パルプ状にしたものを除く。)

(一) パイナップルのうち

砂糖を加えたもの(缶詰、瓶詰又はつぼ詰のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。)

(二) その他のもののうち

なし(砂糖を加えたもの(缶詰、瓶詰又はつぼ詰のものに限る。以外)のものに限るものとし、パルプ状にしたものを除く。)

を「一五・一％」に、「一八・八％」を「一八・三％」に改める。

別表第一の二第二二一・〇三号中「一五・九％」を「一五・三％」に、「一三・八％」を「一一・九％」に改める。

別表第一の二第二二一・〇四号中「一三・五％」を「一二・二％」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二一・〇七 調製食料品(他の号に該当するものを除く。)

(二) その他のもの

A アルコールを含有しない飲料のもののうち
おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの

別表第一の二第二二一・〇五号を削る。

別表第一の二第二二五・一〇号中「六・四％」を「五・八％」に改める。

別表第一の二第二二五・一三号中「四・七％」を「四・二％」に、「二四七三銭」を「二四三〇銭」に改める。

別表第一の二第二二五・一九号中「五・二％」を「四・九％」に改める。

別表第一の二第二二五・二三号中「三・四％」を「三・二％」に改める。

別表第一の二第二二五・三三号中「七・五％」を「六・六％」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二七・〇一 石炭及びれん炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの

二 その他のもの

B 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五％留温度と減失量加算九五％留温度との温度差が二度以内のもの(Aに掲げるものを除く。)

別表第一の二第二二七・一〇号中

A 低重合度の混合アルキレンのうち
トリプロピレン以外のもの

B 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五％留温度と減失量加算九五％留温度との温度差が二度以内のもの(Aに掲げるものを除く。)

(二) 灯油

A 低重合度の混合アルキレン

を「四・九％」に改める。

別表第一の二第二二七・一〇号中「八・七％」を「六・二％」に改める。

別表第一の二第二二七・一三号中「三・四％」を「三・二％」に改める。

別表第一の二第二二七・一四号中「六・四％」を「五・八％」に改める。

別表第一の二第二二七・一六号中「三・四％」を「三・二％」に改める。

別表第一の二第二二八・〇三号中「六・四％」を「五・八％」に改める。

別表第一の二第二二八・〇四号中「八・四％」を「七・二％」に、「五・二％」を「四・九％」に、「六・四％」を「五・八％」に改める。

別表第一の二第二二八・〇五号中「六・四％」を「五・八％」に、「五・二％」を「四・九％」に改める。

別表第一の二第二二八・一〇号中「五・二％」を「四・九％」に改める。

別表第一の二第二二八・一三号中「五・二％」を「四・九％」に、「六・四％」を「五・八％」に改める。

六六三

別表第一の二第二九・三三三号中「七・三%」を「五・七%」に改める。	
別表第一の二第二九・三四四号中「六・四%」を「五・八%」に改める。	
別表第一の二第二九・三五五号中「六・四%」を「五・八%」に、「五・二%」を「四・九%」に、「七・五%」を「六・六%」に改め、「九 サントニン」を「一〇・二%」に改める。	
別表第一の二第二九・三六六号及び第二九・三七七号中「六・四%」を「五・八%」に改める。	
別表第一の二第二九・三八八号中「六・四%」を「五・八%」に、「五・二%」を「四・九%」に、「四・五%」を「四%」に改める。	
別表第一の二第二九・四一四号中「六・四%」を「五・八%」に改める。	
別表第一の二第二九・四二五号中「六・四%」を「五・八%」に、「一〇・二%」を「八・二%」に、「九・二%」を「七・七%」に、「五・二%」を「四・九%」に改める。	
別表第一の二第二九・四四四号中「六・四%」を「五・八%」に、「四・三%」を「三・七%」に、「四・七%」を「四・二%」に改める。	
別表第一の二第二九・四五五号中「六・四%」を「五・八%」に改める。	
別表第一の二第三〇・〇一〇号中 三 その他のもの ローヤルゼリー その他のもの 三・八% 三・七% を	
別表第一の二第三〇・〇三〇号中 (一) ペニシリン又はストレプトマイシンの製剤 五・八% に、「五・五%」を 七% を	
(一) ペニシリン又はストレプトマイシンの製剤 五・八% に、「五・五%」を 七% を	
「五・三%」に、「五・二%」を「四・九%」に、 「七・一%」を「七%」に改める。 麻薬、大麻又は覚せいアミンのもの以外のもの 六・六% に、	
「一〇・二%」を「八・二%」に、「六・四%」を「五・八%」に改める。	
別表第一の二第三〇・〇一〇号中「五・二%」を「四・九%」に改める。	
別表第一の二第三〇・〇三〇号中「五・二%」を「四・九%」に、「六・四%」を「五・八%」に改める。	
別表第一の二第三〇・〇五〇号及び第三〇・〇六〇号中「五・二%」を「四・九%」に、「七・五%」を「六・六%」に改める。	
別表第一の二第三〇・〇七〇号中「七・五%」を「六・六%」に、「六・四%」を「五・八%」に、「五・二%」を「四・九%」に改める。	
別表第一の二第三〇・〇九〇号を次のように改める。	

三二・〇九 ワニス、水性塗料、革の仕上用の調製水性顔料及びペイント並びに亜麻仁油、ホワイトスピリット、テレピン油、ワニスその他のペイント用の媒質に練り込んだ顔料、スタンブ用のはく及び小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料並びにこの類の注4に規定する溶液 一 天然樹脂系ワニス 二 繊維系塗料 三 油ペイント 四 合成樹脂を含有する塗料（一から三までに掲げるものを除く。） (二) その他のもののうち ラッカー（絶縁塗料を除く。） 五 パールエッセンスのうち そのまゝ塗料として使用するもの以外のもの 六 アルミニウムペースト 七 アルカリブルートナー 八 スタンブ用のはく 九 染料 一〇 その他のもののうち 歴青質塗料以外のもの 五・八% 三・一% 五・八% 五・四% 五・八% 六・六% 五・八%	
別表第一の二第三二・〇一〇号及び第三二・〇二〇号中「六・四%」を「五・八%」に改める。	
別表第一の二第三二・〇二〇号中「五・二%」を「四・九%」に改める。	
別表第一の二第三二・〇三〇号及び第三二・〇四〇号中「六・四%」を「五・八%」に改める。	
別表第一の二第三二・〇四〇号中「八・四%」を「七・八%」に、「七・五%」を「六・六%」に改める。	
別表第一の二第三二・〇六〇号中「七・八%」を「七・二%」に、「五・二%」を「四・九%」に、「六・四%」を「五・八%」に、「八・五%」を「八・二%」に、「八・二%」を「七・八%」に改める。	
別表第一の二第三二・〇一〇号中「七・三%」を「六・九%」に、「七・五%」を「七・二%」に、「六・四%」を「五・八%」に改める。	
別表第一の二第三二・〇二〇号中「六・四%」を「五・八%」に改める。	
別表第一の二第三二・〇三〇号中「五・二%」を「四・九%」に改める。	
別表第一の二第三二・〇四〇号中「五・二%」を「四・九%」に、「六・四%」を「五・八%」に改める。	
別表第一の二第三二・〇五〇号中「六・四%」を「五・八%」に改める。	
別表第一の二第三二・〇六〇号中「五・二%」を「四・九%」に改める。	
別表第一の二第三二・〇七〇号中「六・四%」を「五・八%」に改める。	
別表第一の二第三二・〇三〇号中 一 ゼラチン及びにかわのうち ゼラチン（写真用のものに限る。） 二 魚膠及びアイシングラス 三・七% 四・九% に、「六・四%」を 三・七% を	

を「五・八％」に改める。

別表第一の二第三五・〇四号中「五・三％」を「五％」に改める。

別表第一の二第三五・〇六号中「六・四％」を「五・八％」に改める。

別表第一の二第三五・〇七号中「六・四％」を「五・八％」に改める。

別表第一の二第三六・〇六号中「一・二％」を「七・五％」に改める。

別表第一の二第三六・〇八号中「五・二％」を「四・九％」に改める。

別表第一の二第三七・〇三号中「一 カラー印刷紙

削り、「七・五％」を「六・六％」に、「五・二％」を「四・九％」に改める。

別表第一の二第三七・〇八号中「六・四％」を「五・八％」に改める。

別表第一の二第三八・〇一号中「七・三％」を「六・五％」に改める。

別表第一の二第三八・〇三号中「六・四％」を「五・八％」に、「五・二％」を「四・九％」に改める。

別表第一の二第三八・〇一号中「六％」を「五・二％」に、

別表第一の二第三八・〇一号中「六％」を「五・二％」に、

別表第一の二第三八・〇一号中「六％」を「五・二％」に、

別表第一の二第三八・〇一号中「六％」を「五・二％」に、

別表第一の二第三八・〇一号中「六％」を「五・二％」に、

別表第一の二第三八・〇一号中「六％」を「五・二％」に、

別表第一の二第三八・〇一号中「六％」を「五・二％」に、

別表第一の二第三八・〇一号中「六％」を「五・二％」に、

別表第一の二第三八・〇一号中「六％」を「五・二％」に、

別表第一の二第三八・〇一号中「六％」を「五・二％」に、

別表第一の二第三八・〇一号中「六％」を「五・二％」に、

別表第一の二第三八・〇一号中「六％」を「五・二％」に、

別表第一の二第三八・〇一号中「六％」を「五・二％」に、

別表第一の二第三八・〇一号中「六％」を「五・二％」に、

別表第一の二第三八・〇一号中「六％」を「五・二％」に、

別表第一の二第三八・〇一号中「六％」を「五・二％」に、

別表第一の二第三八・〇一号中「六％」を「五・二％」に、

別表第一の二第三八・〇一号中「六％」を「五・二％」に、

別表第一の二第三八・〇一号中「六％」を「五・二％」に、

別表第一の二第三八・〇一号中「六％」を「五・二％」に、

別表第一の二第三八・〇一号中「六％」を「五・二％」に、

別表第一の二第三八・〇一号中「六％」を「五・二％」に、

別表第一の二第三八・〇一号中「六％」を「五・二％」に、

別表第一の二第三八・〇一号中「六％」を「五・二％」に、

別表第一の二第三八・〇一号中「六％」を「五・二％」に、

別表第一の二第三八・〇一号中「六％」を「五・二％」に、

別表第一の二第三八・〇一号中「六％」を「五・二％」に、

別表第一の二第三八・〇一号中「六％」を「五・二％」に、

(一) ポリビネンのもの

(二) ビグメントレジソカラー用のエキステンダー

一 液状又はペースト状のもの（乳化し、分散し又は溶解して

いるものを含む。）

ポリエチレン、ポリテトラハロエチレン、ポリイソブチレン、ポ

リスチレン、ポリ塩化ビニル、ポリ酢酸ビニル、ポリクロル酢酸

ビニルその他のポリビニル誘導体、ポリアクリル酸誘導体、ポリ

メタクル酸誘導体、クマロンインデン樹脂その他の重合物及び共

重合物

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

(一) その他のもの

ポリ塩化ビニル、塩化ビニル・酢酸ビニル共重合物

アクリル樹脂又はポリ酢酸ビニルのもの

ポリブテンのものの

その他のもの

塊粉（モールディングパウダーを含む。）粒、フレーク

その他これらに類する形状のもの

(二) ふつ素樹脂のもの

(三) ポリスチレンのものうち

(四) イオン交換樹脂のもの

(五) その他のもの（発泡性ポリスチレンのものに限る。）

(六) 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの

(七) アクリル樹脂のもの

(八) イオン交換樹脂のもの

(九) その他のもの

(一〇) ポリビネンのもの

(一一) その他のもの

(一二) イオン交換樹脂のもの

(一三) その他のもの

(一四) ポリビニルアルコール、ポリスチレン共重合物又は

(一五) ポリビニルブチラールのもの

(一六) その他のもの

(一七) ポリエチレンのもの

(一八) アクリル樹脂のもの

(一九) その他のもの

(二〇) 接着剤を塗布した接着性の物品

(二一) ポリ塩化ビニル又は塩化ビニル・酢酸ビニル共重合物の

(二二) もの（天然ゴム又は合成ゴムを主体とする接着剤を塗布

(二三) したものと並びにそれ以外のもの（床用の板、タイル及び

(二四) ストリップに限る。）及びポリエチレン、ポリプロピレ

(二五) ン、ポリスチレン若しくはその共重合物、アクリル樹脂

(二六) 又はポリ酢酸ビニルのもの

(二七) その他のもの

(二八) 第五九類の注一に規定する紡織用繊維の織物類に塗布し、

(二九) 染み込ませ、被覆し又は積層したもの

(三〇) 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のものうち

(三一) 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のものうち

(三二) 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のものうち

(三三) 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のものうち

五・八％

七・八％

五・一％

一〇・五％

七・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

五・八％

一次製品 六 その他のもの (一) ポリエチレンのもの (二) ふつ素樹脂のもの (三) ポリスチレンのもの (四) 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの A 塩化ビニル樹脂の組物材料(しんにとうを用いたものに限る。) B その他のもの 一次製品 その他のもの (四) アクリル樹脂のもの メチルメタクリル樹脂のもの その他のもの (六) その他のもの ポリプロピレン、ポリスチレン共重合物又はポリビニルブチラールのもの その他のもの	五・八% 七・二% 七・二% 七・二% 七・二% 五・八% 七・二% 七・二% 七・八% 七・二%
別表第一の二第三九・〇三号中「五・二%」を「四・九%」に、「七・九%」を「六・九%」に、「六・四%」を「五・八%」に改める。 別表第一の二第三九・〇五号中「五・二%」を「四・九%」に改める。 別表第一の二第三九・〇六号中「五・二%」を「四・九%」に、「六・八%」を「六・四%」に改める。 別表第一の二第三九・〇七号中「五・二%」を「四・九%」に、「七・四%」を「七・二%」に、「五・八%」を「五・一%」に、「六・四%」を「五・八%」に改め、同号に次のように加える。 四 その他のもの (一) 第三九・〇一又は第三九・〇二号に掲げる物品の製品 (二) その他のもののうち 第三九・〇三号の二の四に該当するハムケーシングその他のこれに類するもの(管状のものに限る。)の製品以外のもの	七・二% 七・二% 六・五%
別表第一の二第四〇・〇五号から第四〇・〇七号までの規定中「五・二%」を「四・九%」に改める。 別表第一の二第四〇・〇八号中「六・四%」を「五・八%」に、「五・二%」を「四・九%」に改める。 別表第一の二第四〇・〇九号中「六・四%」を「五・八%」に改める。 別表第一の二第四〇・一〇号中「五・二%」を「四・九%」に改める。 別表第一の二第四〇・一一号を次のように改める。 四〇・一一 ゴム製のタイヤ、タイヤケース、交換性タイヤトレッド、インナーチューブ及びタイヤフラップ(車輪用のものに限る。) 二 その他のもの	五・八% 四・二%
別表第一の二第四〇・一二号及び第四〇・一三号中「四・七%」を「四・二%」に改める。 別表第一の二第四〇・一四号中「六・四%」を「五・八%」に、「四・七%」を「四・二%」に改める。 別表第一の二第四〇・一五号中「四・七%」を「四・二%」に改める。 別表第一の二第四〇・一六号中「五・二%」を「四・九%」に改め、同号の次に次の一号を加える。 四一・〇九 革、コンボジションレザー又はパーチメント仕上げをした革のくず(革製品の製造に適するものを除く。)及び革の粉 別表第一の二第四二・〇一を次のように改める。 四二・〇一 くら、ばん具、首輪、ひき革、ひざ当て、靴その他の装着具(材料を問わないものとし、動物用のものに限る。) フェノール樹脂以外の合成樹脂製のもの その他のもの 別表第一の二第四二・〇二の次に次の一号を加える。 四二・〇四 機械用又はその他の工業用の革製品及びコンボジションレザー製品 二 その他のもの	三・七% 七・二% 六・六% 四・九%
別表第一の二第四二・〇六号中「五・二%」を「四・九%」に改める。 別表第一の二第四二・〇四号中「一〇・六%」を「七・五%」に改める。 別表第一の二第四四・一〇号中「七・九%」を「六・五%」に改める。 別表第一の二第四四・一四号中「一〇・六%」を「八%」に改め、同号の次に次の二号を加える。 四四・一五 合板、ブロックボード、ラミナボード、パッテンボードその他これらに類する積層木材(ベニヤドパネル及びベニヤドシートを含む。)及び象眼し又は寄せ木した木材のうち 合板のうち ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの以外のものうち 両表面の板が針葉樹材のもの以外のものうち 厚さが六ミリメートル以上のもの 四四・一九 木製の玉縁及び縁形(縁加工をした腰羽目板その他の板を含む。) 別表第一の二第四四・二〇号中「七・九%」を「六・五%」に改める。 別表第一の二第四四・二二号中「四・七%」を「四・二%」に改める。 別表第一の二第四四・二三号中「三・四%」を「三・二%」に、「四・七%」を「四・二%」に改める。 別表第一の二第四四・二四号中「五・二%」を「四・九%」に改める。 別表第一の二第四四・二五号中「七・三%」を「七%」に改める。 別表第一の二第四四・二五号中「三・四%」を「三・二%」に、「四・七%」を「四・二%」に改める。 別表第一の二第四四・二六号中「四・七%」を「四・二%」に、「五・一%」を「四・八%」に改める。 別表第一の二第四四・二八号中「五・八%」を「五・一%」に、「六・八%」を「五・七%」に改め、同号に次のように加える。	七・二% 一七% 七・二%

(二) その他のもののうち

竹製の串以外のもの

五・八%

別表第一の二第五五・〇三号中「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第五五・〇四号中「六・六%」を「五・四%」に、「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第五六・〇二号中「七・三%」を「五・七%」に、「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第五六・〇三号中「五・八%」を「五・一%」に、「七・三%」を「五・七%」に改める。

別表第一の二第五八・〇一四号中「四・七%」を「四・二%」に、「八・四%」を「七・二%」に、「四%」を「三・九%」に、「一〇・五%」を「一〇%」に、「八・八%」を「七・五%」に、「七・三%」を「六・五%」に改める。

別表第一の二第四八・〇三号及び第四八・〇四号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第四八・〇一四号中「三・三%」を「三・一%」に、「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第四八・〇二四号中「四・一%」を「四・四%」に改める。

別表第一の二第四八・〇一五号中「三・七%」を「三・七%」に、「三・四%」を「三・二%」に改める。

別表第一の二第四八・〇一六号中「四・二%」を「三・八%」に、「七・三%」を「五・七%」に、「六・七%」を「五・四%」に改める。

別表第一の二第四八・〇一八号中「五・六%」を「四・八%」に、「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第四八・〇一九号及び第四八・〇二〇号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第四八・〇二一号中「四・七%」を「四・二%」に、「三・三%」を「三・二%」に、「四・二%」を「三・六%」に改める。

別表第一の二第四九・〇一八号から第四九・〇一〇号までの規定中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第五〇・〇七号中「一〇・九%」を「一〇・五%」に改める。

別表第一の二第五一・〇一〇号中「二・五%」を「一〇%」に改める。

別表第一の二第五一・〇二〇号中「七・五%」を「六・六%」に、「五・五%」を「五・三%」に改める。

別表第一の二第五二・〇一〇号及び第五二・〇二〇号中「七・三%」を「七%」に改める。

別表第一の二第五三・〇五号中「三・六%」を「三・五%」に改める。

別表第一の二第五三・〇二五号中「五・五%」を「五・三%」に改める。

別表第一の二第五四・〇四号中「九%」を「八・七%」に改める。

別表第一の二第五四・〇五号中「二%」を「二〇%」に改める。

別表第一の二第五五・〇八号中「一〇・二%」を「九・八%」に、「七・六%」を「七・三%」に改める。

別表第一の二第五六・〇一〇号を削る。

別表第一の二第五六・〇一〇号中「九%」を「八・七%」に、「五・四%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第五六・〇四号中「五・四%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第五六・〇六号中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第五七・〇一〇号中「五・四%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第五八・〇一〇号中「一〇・九%」を「一〇・五%」に改める。

別表第一の二第五八・〇三〇号中「一五・二%」を「一四・七%」に、「一〇・九%」を「一〇・五%」に改める。

める。

別表第一の二第五八・〇一八号中「七・七%」を「七・四%」に、「七・三%」を「七%」に改める。

別表第一の二第五八・〇一九号中「一七・八%」を「一七・二%」に改める。

別表第一の二第五九・〇三〇号中「一〇・二%」を「九・八%」に、「八・一%」を「七%」に、「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二第五九・〇四号から第五九・〇六号までの規定中「五・一%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第五九・〇七号中「六・六%」を「六%」に、「五・一%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第五九・〇八号中「五・四%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第五九・〇一〇号中「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二第五九・〇一四号中「五・四%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第五九・〇二〇号中「五・二%」を「四・九%」に、「五・四%」を「五・二%」に、「七・三%」を「七%」に改める。

別表第一の二第五九・〇一四号中「七・六%」を「七・三%」に、「五・四%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第五九・〇一五号を次のように改める。

五九・一五 紡織用繊維製のホースその他これに類する物品(他の材料で内張り又は補強したもの及び附属品(材料を問わない。)を有するものを含む。)

二 合成繊維製のもの

三 その他のもののうち

綿製のもの

別表第一の二第五九・一六号及び第五九・一七号中「七・六%」を「七・三%」に、「五・四%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第六〇・〇六号中「一〇・二%」を「九・八%」に、「七・三%」を「七%」に改める。

別表第一の二第六一・〇一〇号及び第六一・〇二〇号中「二〇・六%」を「二〇%」に改める。

別表第一の二第六一・〇六号中

貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を用いたもの(ししゅうしたもの、レース製のもの及びレースを用いたもの以外のものに限るものとし、綿製、人造繊維製、羊毛製、織獣毛製又は絹製のものを除く。)

を「六・六%」に改める。

別表第一の二第六一・〇九号及び第六一・一〇号中「一〇・二%」を「九・八%」に改める。

別表第一の二第六一・一一号中

金(金の部分の価格が全価格の八〇%に満たないものに限る。)、銀又は白金族の金属を用いたもの以外のもの(毛皮付きのものに限る。)

を「一一・五%」に改める。

別表第一の二第六一・一〇号中「一〇・二%」を「九・八%」に改める。

別表第一の二第六一・一一号中

金(金の部分の価格が全価格の八〇%に満たないものに限る。)、銀又は白金族の金属を用いたもの以外のもの(毛皮付きのものに限る。)

を「一一・五%」に改める。

別表第一の二第六一・一〇号中「一〇・二%」を「九・八%」に改める。

別表第一の二第六一・一一号中

金(金の部分の価格が全価格の八〇%に満たないものに限る。)、銀又は白金族の金属を用いたもの以外のもの(毛皮付きのものに限る。)

を「一一・五%」に改める。

別表第一の二第六一・一〇号中「一〇・二%」を「九・八%」に改める。

別表第一の二第六一・一一号中

金(金の部分の価格が全価格の八〇%に満たないものに限る。)、銀又は白金族の金属を用いたもの以外のもの(毛皮付きのものに限る。)

金(金の部分の価格が全価格の八〇%に満たないものに
限る。)、銀又は白金族の金属を用いたもの以外のもの
(貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、
半貴石又は真珠を用いた女子用のカラー、タッカル、
ファラル、ボデイスフロント、ジャボ、カフス、フラウ
ンス、ヨークその他これらに類する衣類の附属品及びト
リミング(ししゅうしたもの、レース製のものと及びレ
スを用いたものを除く。))を除く。〕
一〇%」

別表第一の二第六二・〇三号中「六・六%」を「六・四%」を「五・八%」に、「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第六二・〇四号を削る。

別表第一の二第六二・〇五号中「一〇・二%」を「九・八%」に、「七・三%」を「七%」に改める。

別表第一の二第六三・〇一号中「九%」を「八・七%」に改め、同号の次に次の五号を加える。

六四・〇二 履物(木底が革製、コンボジションレザー製、ゴム製又は人造プ
ラスチック製のものに限るものとし、第六四・〇一に該当する
ものを除く。)
二 その他のもの
(一) 木底が革製のもののうち
キャンパスシューズ
二一・六%
履物(木底が木製又はコルク製のものに限る。)
四・八%
履物(木底がその他の材料製のものに限る。)
四・三%
履物の部分品(甲、中敷き及びねじ止め式かかとを含むものとし、
金属製のものを除く。)
四・二%
二 その他のもの
ゲートル、スパッツ、レギンス、クリケット用すね当て、サッ
カー用すね当てその他これらに類する製品及びこれらの部分品
一 革製のものと及び毛皮を用いたもの
五・八%
二 その他のもの
四・二%

別表第一の二第六五・〇一及び第六五・〇二号を削る。

別表第一の二第六五・〇三号中「九%」を「八・七%」に改める。

別表第一の二第六五・〇四号中「七・五%」を「六・六%」に改める。

別表第一の二第六五・〇五号中「九%」を「八・七%」に改め、同号の次に次の二号を加える。

六五・〇六 その他の帽子(裏張りしてあるか、又はトリミングしてあるかど
うかを問わない。)
一 外側が毛皮製のもの
八・二%
二 革製のものと及び毛皮付きのもの(一に掲げるものを除く。)
七・二%
三 その他のもの
六・六%

六五・〇七 帽子用のすべり革、裏、カバ、ハットファンデーション、ハッ
トフリューム(オペラハット用のスプリングフリュームを含む。))、ひ
さし及びあごひも
五・八%

別表第一の二第六六・〇二号中「六・四%」を「五・八%」に改める。
別表第一の二第六六・〇一号中「一〇・二%」を「八・二%」に、「六・四%」を「五・八%」に改める。
別表第一の二第六七・〇二号中「一・五%」を「一〇%」に、「六・四%」を「五・八%」に改める。
別表第一の二第六七・〇三号中「三・四%」を「三・二%」に、「五・六%」を「四・八%」に改める。
別表第一の二第六七・〇四号中「五・六%」を「四・八%」に改める。
別表第一の二第六八・〇三号中「三・四%」を「三・二%」に改める。
別表第一の二第六八・〇四号中「一 ダイヤモンドカッティングホイール
五・二%」を
「四・七%」を「四・二%」に、
(一) 人造研磨材料製のもの
四・三%」を
手研ぎ用砥石その他これに類する物品
五・二%」を
手研ぎ用砥石その他これに類する物品
四・九%」に、

(一) 人造研磨材料製のもの
手研ぎ用砥石その他これに類する物品
五・二%」を
手研ぎ用砥石その他これに類する物品
四・九%」に、
別表第一の二第六八・〇六号中「七・九%」を「六・五%」に改める。
別表第一の二第六八・〇七号から第六八・〇九号までの規定中「四・七%」を「四・二%」に改める。
別表第一の二第六八・一〇号から第六八・一二号までの規定中「五・二%」を「四・九%」に改める。
別表第一の二第六八・一三 石綿(加工したものに限る。))及び石綿の板、ひも、織物、衣類、
ジョイントその他の製品(補強してあるかどうかを問わないもの
とし、第六八・一四号に該当するものを除く。))並びに石綿をもと
とした混合物、石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物及
びこれらの製品
四・九%

別表第一の二第六八・一四号中「四・七%」を「四・二%」に改める。
別表第一の二第六九・〇一号中「三・四%」を「三・二%」に改める。
別表第一の二第六九・〇二号中「三・四%」を「三・二%」に、「二・七%」に改める。
別表第一の二第六九・〇三号中「七・九%」を「六・五%」に改める。
別表第一の二第六九・〇四号、第六九・〇六号及び第六九・〇七号中「三・四%」を「三・二%」に改
める。
別表第一の二第六九・〇九号から第六九・一四号までの規定中「四・七%」を「四・二%」に改める。
別表第一の二第七〇・〇一及び第七〇・〇三号中「三・四%」を「三・二%」に改める。
別表第一の二第七〇・〇四号中「四・七%」を「四・二%」に、「六・四%」を「五・八%」に、「五・
六%」を「四・八%」に改める。
別表第一の二第七〇・〇五号中「三・四%」を「三・二%」に、「四・七%」を「四・二%」に、「五・
六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第七〇・〇六号中「六・九%」を「五・八%」に、「八・四%」を「七・九%」に改める。
 別表第一の二第七〇・〇七号中「六・一%」を「四・八%」に改める。
 別表第一の二第七〇・〇八号中「七・五%」を「六・六%」に改め、同号の次に次の一号を加える。
 七〇・〇九 ガラス鏡（バックミラーを含むものとし、枠付きであるかどうかを問わない。）のうち
 自動車のもの以外のもの
 四・八%

別表第一の二第七〇・一〇号及び第七〇・一一号中「五・二%」を「四・九%」に改める。
 別表第一の二第七〇・一二号中「四・七%」を「四・二%」に改める。
 別表第一の二第七〇・一四号を次のように改める。

七〇・一四 ガラス製の照明器具、信号用品及び光学用品（光学的に研磨したものと及び光学ガラス製のものを除く。）
 電気照明器具（フィラメント電球用のものを除く。）以外のもの
 五・八%
 その他のもの
 五・一%

別表第一の二第七〇・一五号中「四・二%」を「三・六%」に、「五・六%」を「四・八%」に改める。
 別表第一の二第七〇・一六号中「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二第七〇・一七号中「五・二%」を「四・九%」に、「四・二%」を「三・六%」に、「四・七%」を「四・二%」に改める。
 別表第一の二第七〇・一八号中「五・一%」を「四・八%」に、「四・二%」を「三・六%」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七〇・一九

ガラス製のビーズ、模造真珠、模造寶石、模造半寶石その他これらに類する装飾用細貨及びこれらを用いたガラス製品、ガラス製のキューブ及び小板（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかどうかを問わない。）、ガラス製の眼（がん具用のものを除く。）、人休用のものを除く。）、ランプ加工の装飾用ガラス細工品並びにガラス製の粒

一 ガラス製のキューブ及び小板（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかどうかを問わない。）、ガラス製の眼（がん具用のものを除く。）、人休用のものを除く。）、並びにランプ加工の装飾用ガラス細工品（貴金属又はこれをめつきた金属を用いたものを除く。）
 四・二%

別表第一の二第七〇・二〇号中「六・九%」を「五・八%」に、「五・八%」を「五・一%」に改める。
 別表第一の二第七〇・二二号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第七一・〇二号中
 A ダイヤモンドのもの（伸線用にあなけ加工をしたものに限る。）
 一・五%
 二 その他のもののうち
 合成のダイヤモンドのもの及び水晶
 九・六%
 その他のもののうち
 一・七%を「一・六%」に、「三・四%」を「三・二%」に改める。

別表第一の二第七一・〇三号中

削る。

別表第一の二第七一・〇五号中「二・一%」を「二%」に、「六・四%」を「五・八%」に改める。
 別表第一の二第七一・〇六号及び第七一・〇七号中「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二第七一・〇八号中「五・六%」を「四・八%」に改める。
 別表第一の二第七一・一〇号中「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二第七一・一二号及び第七一・一三号を削る。
 別表第一の二第七一・一五号の次に次の一号を加える。

七二・一六 身辺用模造細貨類
 一 貴金属をめつきたもの
 七%
 二 その他のもののうち
 卑金属製のもの
 六・六%
 時計用バンド
 五・八%
 その他のもの
 五・二%

別表第一の二第七三・〇二号中
 五 その他のもの
 フェロタンクステン及びフェロモリブデン
 六・五%
 ブデン
 五・二%
 を

四 フェロニッケル
 五 その他のもの
 フェロタンクステン及びフェロモリブデン
 四・九%
 に改める。

別表第一の二第七三・〇六号中「四・五%」を「四・三%」に改める。
 別表第一の二第七三・〇七号中
 一 荒鍛造品
 四・五%
 二 その他のもの
 四・三%
 を

二 その他のもののうち
 ビレット及びスラブ以外のもの
 四・三%
 に改める。
 別表第一の二第七三・一〇号から第七三・一四号までの規定中「五・二%」を「四・九%」に改める。
 別表第一の二第七三・一五号中「九・二%」を「八・二%」に、「八・八%」を「七・九%」に、「八・四%」を「七・二%」に改める。

別表第一の二第七三・一六号及び第七三・一七号中「五・二%」を「四・九%」に改める。
 別表第一の二第七三・一八号中「七・三%」を「六・五%」に、「五・二%」を「四・九%」に改める。
 別表第一の二第七三・一九号から第七三・二七号まで及び第七三・二九号から第七三・三三号までの規定中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第七三・三三号中「四・七%」を「四・二%」に改める。
 別表第一の二第七三・三五号から第七三・三七号までの規定中「五・二%」を「四・九%」に改める。
 別表第一の二第七三・三八号中「六・四%」を「五・八%」に、「五・二%」を「四・九%」に改める。
 別表第一の二第七三・四〇号中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第七四・〇二号中「六・八%」を「六%」に、「三・四%」を「三・二%」に改める。
 別表第一の二第七四・〇三号中「八・四%」を「七・二%」に、「一〇・二%」を「八・二%」に、「六・

昭和六十年三月二十八日 衆議院會議録第十七号 関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

六七〇

九%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二第七四・〇四号中「七・九%」を「六・五%」に、「七・五%」及び「八・五%」を「六%」に、「六・九%」を「五・八%」に、「八・四%」を「七・二%」に改める。

別表第一の二第七四・〇五号中「八・五%」及び「七・五%」を「六%」に、「七・九%」を「六・五%」に改める。

別表第一の二第七四・〇六号中「八・四%」を「七・二%」に改める。
別表第一の二第七四・〇七号中「七・九%」を「六・五%」に、「二〇・二%」及び「九・二%」を「八・

別表第一の二第七四・〇八号中「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二第七四・一〇号中「八・四%」を「七・二%」に改める。
別表第一の二第七四・一一号中「六・四%」を「五・八%」に、「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第七四・一五号から第七四・一七号までの規定中六・四%を五・八%に改める。
別表第一の二第七四・一八号中「五・八%」を「五・一%」に改める。

別表第一の二第七五・〇一号を次のように改める。

ニッケルのマツト、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物
塊（電気めつき用の陽極を除く。）及びくず
一 マツト、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物

(一) 粗製の酸化ニッケル(銅の含有量が全重量の一・五%以下のものに限る。)

(H) ニッケル(合金を除く。)のもの

(二) ニッケル合金のものうち

ニッケルの含有量が全重量の五〇%以上のもの又はコバルトの含有量が全重量の一〇%に満たないもの

(H) ニッケル(合金を除く。)のもの

別表第一の二第七五・〇二号中「八・四％」を「七・二％」に、「六・九％」を「五・八％」に改める。
別表第一の二第七五・〇三号中「六八円七五銭」を「六五円」に、「七・一％」を「六％」に、「八・四％」を「七・二％」に、「六・九％」を「五・八％」に改める。

別表第一の二第七五・〇四号中「八・四％」を「七・二％」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七五・〇五
電気めつき用のニッケル陽極（電気分解により製造したものを含
む）

一三%（その率が一キログラムにつき一〇三円の従量税率より高いときは、当該従量税率）

別表第一の二第七五・〇六号中「六・四％」を「五・八％」に改める。

別表第一の二第七六・〇五号及び第七六・〇七号中「六・四」を「五・八」に改める。

別表第一の第三七六・〇九号中「九・五」を「七・九」に改める。

別表第一の二第七六・一五号中「五・八%」を「五・一%」に改める。

別表第一の二第七七・〇一号中「三・四％」を「三・二％」に改める。

別表第一の二第七七・〇二号中「八・四％」を「七・二％」に、「九・四％」を「七・八％」に改める。

別表第一の二第七八・〇一号中「七・三％」を「六・五％」に、「五円九五銭」を「五円八〇銭」に改める。

B
その他のもの

四・九％)その率が一キログラムにつき六円四〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)

四%」を「三・二%」に改める。

別表第一の二第七八・〇二号中「六・四％」を「五・八％」に改める。

別表第一の二第七八・〇三号中「一〇・二％」を「八・二％」に改める。

別表第二の二第七八・〇四号中「七・三％」を「六・五％」に改める。

別表第一の二第七八・〇五号中「一〇・二％」を「八・二％」に、「八・四％」を「七・二％」に改める。

別表第一の二第七八・〇六号中「六・四％」を「五・八％」に改める。

別表第一の二第七九・〇一号中「七円八五銭」を「七円八〇銭」に、「七円四〇銭」を「七円二〇銭」に改

める。

別表第一の二第七九・〇二号中「四・七%」を「四・二%」に、「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第七九・〇三号中「六・四%」を「五・八%」に、「八・四%」を「七・二%」に改める。

別表第一の二第七九・〇四号中「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第七九・〇六号中「五・二%」を「四・九%」に、「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二第八〇・〇一号中「三・四%」を「三・二%」に改める。

別表第一の二第八〇・〇四号及び第八〇・〇五号中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第八〇・〇六号及び第八一・〇一号中「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二第八一・〇二号中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第八一・〇三号中「六・四%」を「五・八%」に、「八・四%」を「七・二%」に改める。

別表第一の二第八一・〇四号中「五・六%」を「四・八%」に、「五・八%」を「五・一%」に、「六・五%」及び「七・五%」を「六%」に、「六・四%」及び「六・九%」を「五・八%」に、「七・九%」を「六・五%」に改める。

別表第一の二第八二・〇一号中「四・二%」を「三・六%」に改める。

別表第一の二第八二・〇二号中「四・二%」を「三・六%」に、「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八二・〇三号及び第八二・〇四号中「四・二%」を「三・六%」に改める。

別表第一の二第八二・〇五号中「五・四%」を「四・八%」に、「五・九%」を「五・五%」に、「五・二%」を「四・九%」に、「六・二%」を「五・八%」に、「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八二・〇六号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八二・〇七号中「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二第八二・〇八号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八二・〇九号中「五・九%」を「五・五%」に、「五・三%」を「四・六%」に改める。

別表第一の二第八二・一一号中「五・六%」を「四・八%」に、「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二第八二・一二号中「五・九%」を「五・五%」に改める。

別表第一の二第八二・一三号中「五・九%」を「五・五%」に、「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二第八二・一四号及び第八二・一五号中「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二第八三・〇一号及び第八三・〇二号中「五・八%」を「五・一%」に改める。

別表第一の二第八三・〇三号から第八三・〇五号までの規定中「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第八三・〇六号中「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二第八三・〇七号中「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第八三・〇八号中「四・二%」を「三・六%」に、「五・二%」を「四・三%」に改める。

別表第一の二第八三・〇九号中「一・二・五%」を「一・〇%」に、「六・四%」を「五・八%」に改める。

「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第八四・〇八号中「六・一%」を「五%」に、「六・七%」を「四・八%」に、「四・七%」を「四・三%」に改める。

別表第一の二第八四・〇九号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・一一号及び第八四・一二号中「四・七%」を「四・二%」に、「四・二%」を「三・六%」に改める。

別表第一の二第八四・一二号中「三・三%」を「三%」に改める。

別表第一の二第八四・一三号及び第八四・一四号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・一五号中「三%」を「二・七%」に、「四・二%」を「三・六%」に改める。

別表第一の二第八四・一六号及び第八四・一八号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・一九号中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第八四・二〇号及び第八四・二一号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・二二号中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第八四・二三号中「五・二%」を「四・九%」に、「三・四%」を「三・二%」に、「四・七%」を「四・二%」に、「四・二%」を「三・六%」に改める。

別表第一の二第八四・二四号及び第八四・二六号から第八四・二八号までの規定中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・二九号中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第八四・三〇号中「五・六%」を「五・五%」に改める。

別表第一の二第八四・三一号中「四・七%」を「四・二%」に、「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第八四・三三号及び第八四・三四号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・三五号を次のように改める。

八四・三五 印刷機(他の号に該当するものを除く)及び印刷用補助機械

印刷機及びその部分品のうち

自動単色凸版枚葉印刷機

その他のもの(自動平版枚葉印刷機を除く。)

別表第一の二第八四・三六号中「四・七%」を「四・二%」に、「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第八四・三七号中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第八四・三八号中「六・四%」を「五・八%」に、「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第八四・三九号から第八四・四一号までの規定中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第八四・四三号、第八四・四四号、第八四・四六号及び第八四・四八号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・四九号中「四・七%」を「四・二%」に、「四・二%」を「三・六%」に改める。

別表第一の二第八四・五〇号中「五・二%」を「四・九%」に、「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・五一号中「一・四・七%」を「一・三・八%」に改める。

昭和六十年三月二十八日 衆議院會議録第十七号 関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

六七二

別表第一の二第八四・五九号中「四・七%」を「四・二%」に、「五・二%」を「四・九%」に、「五・一%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第八四・六〇号及び第八四・六三号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八四・六四号中「五・一%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第八四・六五号中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第八五・〇二号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八五・〇三号中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第八五・〇四号中「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二第八五・〇八号及び第八五・〇九号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八五・一〇号中「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第八五・一〇号中「四・七%」を「四・二%」に、「六・七%」を「五・七%」に改める。

別表第一の二第八五・一六号から第八五・一八号までの規定中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八五・一九号中「四・二%」を「三・六%」に改める。

別表第一の二第八五・二〇号中「四・七%」を「四・二%」に、「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第八五・二二号を次のように改める。

八五・二二 熱電子管、冷陰極管及び光電管(蒸気又はガスを封入したもの、陰極線管、テレビジョン用撮像管及び水銀アーク整流管を含む。)、

光電池、圧電気結晶素子、発光ダイオード、超小形電子回路並びにダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス

一 熱電子管
二 ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路並びに発光ダイオードのうち

発光ダイオード
実装したもの
その他のもの
光電池及びその部分品並びにダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路の部分品以外のもの

四・二%
六・五%
四・二%
四・三%

別表第一の二第八五・二二号中「四・七%」を「四・二%」に、「四・二%」を「三・六%」に改める。

別表第一の二第八五・二三号中「七・八%」を「七・二%」に改める。

別表第一の二第八五・二四号中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第八五・二五号及び第八五・二六号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八五・二七号中「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第八五・二八号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八六・〇二号から第八六・一〇号までの規定中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第八七・〇一号中「四・七%」及び「四・四%」を「四・二%」に、「四%」を「三・七%」に改める。

改める。

別表第一の二第八七・〇四号中「六・三%」を「五・七%」に改める。

別表第一の二第八七・〇五号中「五・二%」を「四・九%」に改める。

別表第一の二第八七・〇六号中「四・七%」を「四・二%」に、「七・三%」を「五・七%」に改める。

別表第一の二第八七・〇七号を次のように改める。

八七・〇七 フォークリフトトラック、プラットフォームトラック、ストラッドルキャリアーその他の作業トラック(工場、倉庫、埠頭又は空港で貨物の短距離の運搬又は荷役に使用する型式のもので、自走式のものに限る。及び停車場のプラットフォームで使用する型式のトラック)並びにこれらの部分品

四・八%

別表第一の二第八七・一〇号中「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第八七・一一号中「三・四%」を「三・二%」に改める。

別表第一の二第八七・一二号中「三・四%」を「三・二%」に、「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第八七・一三号中「三・四%」を「三・二%」に改める。

別表第一の二第八七・一四号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八八・〇一号中「八・四%」を「七・二%」に改める。

別表第一の二第八八・〇二号中「五・三%」及び「六・八%」を「五%」に、「七・三%」を「六・五%」に改める。

別表第一の二第八八・〇三号中「六・一%」を「五%」に、「七・八%」を「七・二%」に改める。

別表第一の二第八八・〇四号中「一〇・二%」を「八・二%」に改める。

別表第一の二第八八・〇五号中「八・四%」を「七・二%」に改める。

別表第一の二第八九・〇一号及び第八九・〇五号中「三・八%」を「三%」に改める。

別表第一の二第八九・〇二号及び第八九・〇六号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八九・〇三号中「四・七%」を「四・二%」に、「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第八九・〇四号中「三%」を「一・七%」に改める。

別表第一の二第八九・〇五号中「四・七%」を「四・二%」に、「五・一%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第八九・〇六号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第八九・〇七号中「七・三%」を「五・七%」に改める。

別表第一の二第八九・〇八号を次のように改める。

九〇・一四 土地測量機器(写真測量用のものを含む。)、水路測量機器、航行用計測機器、気象観測機器、水理計測機器、地球物理学用機器、羅針盤及び測距離

気象観測機器、水理計測機器及び地球物理学用機器(理化学用のものに限り。並びに羅針盤並びにこれらの部分品及び附属品並びに高度計

その他のもの

四・二%
四・八%

別表第一の二第九〇・一五号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第九〇・一六号中「四・七%」を「四・二%」に、「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第九〇・一八号中「五・二%」を「四・九%」に改める。
 別表第一の二第九〇・二一号から第九〇・二三号までの規定中「四・七%」を「四・二%」に改める。
 別表第一の二第九〇・二四号中「五・二%」を「四・九%」に改める。
 別表第一の二第九〇・二五号から第九〇・二七号までの規定中「四・七%」を「四・二%」に改める。
 別表第一の二第九〇・二八号を次のように改める。

九〇・二八 電気式機器(測定用、検査用、分析用又は自動調整用のものに限る。)

- | | |
|--|------|
| 一 この類の注5(a)に定めるもの | 四・九% |
| 二 この類の注5(b)に定めるもののうち
速度計及び回転速度計並びに自動調整機器(自動車用のものに限り、並びに電磁式分析機器、寸法測定機(マイクローメーター及び指針測微器を除く。)及び動力試験機以外のもの) | 四・九% |
| 三 この類の注5(c)に定めるもの | 五・一% |
| 四 この類の注5(d)に定めるもののうち
自動車用のもの以外のもの | 四・九% |

別表第一の二第九〇・二九号中「四・七%」を「四・二%」に改める。
 別表第一の二第九〇・三〇号中「五・六%」を「四・八%」に、「六・二%」を「五・六%」に改める。
 別表第一の二第九〇・三〇号及び第九〇・三六号中「五・六%」を「四・八%」に改める。
 別表第一の二第九〇・三〇号中「六・八%」を「五・七%」に改める。
 別表第一の二第九〇・三〇号中「七・九%」を「七・二%」に改める。
 別表第一の二第九〇・三〇号中「三・四%」を「三・二%」に、「六・九%」を「五・九%」に、「六・六%」を「五・四%」に改める。
 別表第一の二第九〇・三〇号中「五・六%」を「四・八%」に、「四・七%」を「四・二%」に改める。
 別表第一の二第九〇・三〇号中「四・七%」を「四・二%」に改める。
 別表第一の二第九〇・三〇号中「五・六%」を「四・八%」に、「四・七%」を「四・二%」に改める。
 別表第一の二第九〇・四〇号中「五・六%」を「四・八%」に、「五・二%」を「四・九%」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九一・〇五 その他の吹奏楽器

四・八%

別表第一の二第九二・〇六号中「四・二%」を「三・六%」に改める。
 別表第一の二第九二・〇七号中「五・二%」を「四・三%」に、「四・二%」を「三・六%」に改める。
 別表第一の二第九二・〇八号中「四・七%」を「四・二%」に、「五・六%」を「四・八%」に改める。
 別表第一の二第九二・〇九号中「四・七%」を「四・二%」に改める。
 別表第一の二第九二・一〇号中「五・六%」を「四・八%」に、「三・六五〇%」を「二・六%」に、「四・六四二五%」を「三・九%」に、「一・九%」を「一・六%」に、「二・一三三%」を「二・一%」に、「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第九二・一三号中「五・一%」を「四・八%」に、「四・七%」を「四・二%」に改める。
 別表第一の二第九三・〇四号中「三・一%」を「九・五%」に、「一〇・二%」を「八・二%」に改める。

昭和六十年三月二十八日 衆議院会議録第十七号 関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

別表第一の二第九三・〇五号から第九三・〇七号までの規定中「一〇・二%」を「八・二%」に改める。
 別表第一の二第九四・〇一號中「六・一%」を「五・四%」に、「五・六%」を「四・八%」に改める。
 別表第一の二第九四・〇二號中「五・六%」を「四・八%」に改める。
 別表第一の二第九四・〇三號中

三 その他のもの
木製又は卑金屬製のもの

四・八%
四・三%
に改める。

別表第一の二第九四・〇四号中「七・三%」を「五・七%」に、「五・六%」を「四・八%」に改める。
 別表第一の二第九四・〇五号中「八・四%」を「七・二%」に、「一〇・二%」を「八・二%」に、「九・六%」を「七・五%」に、「五・八%」を「五・一%」に、「六・四%」を「五・八%」に改める。
 別表第一の二第九五・〇八号中「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二第九六・〇一號中

三 その他のもの
機械の部分品として使用するブラ

五・二%
八・二%
四・九%
に、を

(一) 貴金屬をめつきた金屬、さんど、ぞうげ又はべつこうを用いたもの
その他のもの

「三・四%」を「三・二%」に改める。

別表第一の二第九六・〇五号中「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二第九六・〇六号及び第九七・〇一號中「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第九七・〇二號中「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二第九七・〇三號中「六・四%」を「五・八%」に、「五・二%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第九七・〇四号中「五・六%」を「四・八%」に、「六・三%」を「五・七%」に、「四・七%」を「三・六%」に改める。

別表第一の二第九七・〇五号中「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第九七・〇六号中「四・七%」を「三・六%」に、「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第九七・〇七号及び第九七・〇八号中「五・六%」を「四・八%」に改め、第九七・〇八号の次に次の一号を加える。

九八・〇一 ボタン、ボタンモールド、飾りボタン、カフスボタン及びプレスファスナー(スナップファスナー及びプレススタッドを含む。)並びにこれらのブランド及び部分品

一 貴金屬をめつきた金屬、さんど、ぞうげ又はべつこうを用いたもの

八・二%

二 その他のもの

(一) 貝殻製のもの

B その他のもの

(二) その他のもの

四・九%
八%

昭和六十年三月二十八日 衆議院會議録第十七号 関稅暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

六七四

別表第一の二第九八・〇二号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

(二) その他のもの

A ボールペン

別表第一の二第九八・〇三号中

(一) 軸又はキャップに貴金屬、これを張り若しくはめつきした金屬、寶石、半寶石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの

(二) その他のもの

A ボールペン

七・五%

七・五%(その率が一本につき九六銭を「七・五%」(その率が一本につき七五銭)に、「二・〇・二%」

の率が一本につき一円八九銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)

を「八・二%」に、「九・六%(その率が一本につき九六銭を「七・五%」(その率が一本につき七五銭)に、「五・八%」を「五・一%」に、「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二第九八・〇四号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第九八・〇五号及び第九八・〇六号中「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第九八・〇七号中「四・七%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第九八・〇八号中「四・七%」を「四・二%」に、「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の二第九八・〇九号中「四・七%」を「四・二%」に、「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二第九八・一〇号中

(二) その他のものうち

六・四%」を

(二) その他のもの

携帯用ガスライター

その他のライター

部分品

六・四%
五・一%
五・八%」に改める。

別表第一の二第九八・一一号、第九八・一二号、第九八・一四号及び第九八・一五号中「六・四%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二第九八・一六号中「五・六%」を「四・八%」に改める。

別表第一の三を削り、別表第一の四を別表第一の三とし、同表の前に次の一表を加える。

(B)

関稅暫定率法
別表の番号

品

名

税 率

〇二・〇二

家きん(鶏、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きていないものに限り。及びその食用のくず肉(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、くず肉にあつては、肝臓を除く。)のうち鶏の骨付きのもの

一・三%

〇三・〇一

魚(生きていないものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)

(二) その他のもの

(一) その他のもの

A にしん(クルマエビ属の魚)及びその卵、たら(ガドゥス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)及びその卵、ぶり(セリオトラ属の魚)、さば(スコンベル属の魚)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属及びエングラウリス属の魚)、あじ(トラクルス属及びデカプテルス属の魚)並びにさんま(コラピス属の魚)のうちにしんの卵(冷凍のものを除く。)

たら及びにしん(冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。)

八・三%

B

その他のもののうち

ししやも(冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。)

六・五%

たい(生鮮又は冷蔵のものに限るものとし、フィレを除く。)

四・一%

カッサバいも、アロートル、サレップ、きくいも、甘しよその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎(全形のもの又は切つたもので、生鮮又は乾燥のものに限る。)

並びにサゴやしの髓のうち

カッサバいものうち

飼料用のもの(税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限り。)

三・三%

〇九・〇四

こしよ

一 小売容器入りのものうち

一・九%

六・五%

〇九・〇七	丁子(果実、花及び花梗に限る。)	六・五%
二	小売容器入りのもの	
二	その他のもの	三・七%
〇九・〇八	(一) 粉碎したもの	
肉すく、肉すく花及びカルダモン類		
二	その他のもの	六・五%
(一) 小売容器入りのもの		
(二) その他のもの		三・七%
〇九・一〇	B 粉碎し又は混合したもの	
タイム、サフラン、月けい樹の葉及びその他の香辛料		
三	その他のもの	六・五%
(一) 小売容器入りのもの		
しょうが以外のもの		
二	果実の粉のうち	一六・五%
バナナの粉のうち		
飼料用のもの(税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。)		三・一%
三	その他のもの	三・一%
カッサバのもの		
飼料用のもの(税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。)		三・一%
採油に適する種又は果実の粉及びミール(脱脂してないものに限るものとし、マスタード粉を除く。)		八%
一七・〇三	糖みつ	
二	その他のもの	
(一) 糖分をしょ糖として計算した重量が全重量の六〇%以下のもの		
B その他のもの		
飼料用のもの(税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。)		
(二) その他のもの		
一キログラムにつき二円二五銭		

二二・〇七	調製食料品(他の号に該当するものを除く。)	一キログラムにつき三円三八銭
二	その他のもの	
(一) その他のもの		
A アルコールを含有しない飲料のもの		
おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの以外		
のもの		
アルブミン、アルブミナート及びその他のアルブミン誘導体		
二	その他のもの	二二・七%
毛皮(なめしてないものに限る。)		
三	その他のもの	五・二%
りす又はむささび若しくはもんがの毛皮		
その他のもの		六・三%
木材(長さの方向にひいたもの又は平削りし若しくは丸はぎしたもの、更に加工してないものうち、厚さが五ミリメートルを超えるものに限る。)		三・七%
三	松属、もみ属(カリホルニアレッドファー、グランドファー、ノールファー及びパシフィックシルバーファーを除く。)、とうひ属(シトカスプルスを除く。)	
属のもの(厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。)		
のう		
松属、もみ属又はとうひ属のもの		
木製のくい(割り又は端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。)		
及びたが材並びにチップウッド、引抜材、チップ状又は小片状のバルブウッド及び食酢製造用又は液体清澄用に適するウッドシェービング並びに木製の棒(つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので、粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけ、曲げその他の加工をしたものを除く。)		
一 経木その他これに類する物品及び食酢製造用又は液体清澄用に適するウッドシェービング並びに木製の棒のうち		
木製の棒		
合板、ブロックボード、ラミンボード、パッテンボードその他これらに類する積層木材(ベニヤドパネル及びベニヤドシートを含む。)		
及び象眼し又は寄せ木した木材のうち		
五・三%		

合板のうち ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの 改良木材(板状)、ブロック状その他これらに類する形状のものに限る。	一六・三％ 八％
---	---------------------

別表第二第一六・〇二号中「一五・六%」を「一〇%」に改める。

別表第二第一六・〇五号中

第一六・〇五号中

えび（単に水若しくは塩水で煮、又はその後、に塩蔵し、塩水づけし若しくは乾燥したものに限る。）

えび（単に水若しくは塩水で煮、又はその後、に塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したものに限る。）

えび（単に水若しくは塩水で煮、又はその後、に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したものを除く。）

気密容器入りのかに

七・五％
八・一％

四％

四％

を
に改める。

別表第二第二〇・〇七号中

混合野菜ジュース	9%	を
気密容器入りのもの	7%	
その他のもの	12%	

別表第二第二一・〇七号を次のように改める。

野菜ジュース
七%
に改める。

他のもの(トマトジュースを除く。)
九・五%

密容器入りのもの

○七号を次のように改める。

調製食料品(他の号に該当するものを除く。)

二 その他のもの

砂糖を加えたもののうち	
飲料のもと（おたねにんじん又はそのエキスを含有するものに限る。）	二五%
ピーナツバター	一二%
（イ）その他のもの	
A アルコールを含有しない飲料のもののうち	
おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの	一五%
B その他のもの	
(a) 第〇四・〇七号に掲げる物品のもののうち	
なまこ、くらげ又はうにのもの	一〇%

(b) その他のもののうち
ピーナツバター、ヤングコーンコブ（缶詰、瓶詰
又はつぼ詰のものに限る。）及びひじき
一〇％

別表第二第二三・〇五号中「三五円」を「二六〇円」に、「四〇円」を「三〇円」に改める。

別表第三第四一・〇二号中「二 その他のもの」を

二 その他のもののうち
クロムなめしもの（フルグレートン又はグレーンズプ
リットで、半なめしものに限る。）以外のもの
に改める。

別表第三第五一・〇一号、第五七・一〇号、第六七・〇三号、第六七・〇四号及び第九七・〇二号
を削る。

附則

1 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

過措置)

2 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法
 第七条の四第一項の規定により関税の還付を受
 けることができることとなつた場合における関
 税の還付については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近における内外の經濟情勢の變化に対応し、我が國の市場の一層の開放を図る等の見地から、多角的貿易交渉(東京ラウンド交渉)に基づく我が國の關稅讓許品目に係る実行關稅率の段階的引下げの鉅工業品及び開發途上國關連の農林水産品についての二年分の繰上げ並びにその他の農林水産品についての一年分の繰上げ、ぶどう酒、クラフト紙等の關稅率の引下げ並びに鉅工業品に係る特別關稅の適用限度額等の拡大を図るとともに、アルミニウムの塊に係る關稅の免税制度を減稅制度

期限の到来する石油に係る関税の減税還付制度及適用に改正するは、昭和六十年三月三十一日に適用を改訂するは、昭和三十九年三月三十一日以前に延長する等所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、関税率及び特惠関税制度等について所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 関税率の改正

(ハ) 東京ラウンド交渉に基づく我が国の関税譲許品目に係る実行関税率の段階的引下げを、鉱工業品及び開発途上国関連の農林水産品については二年分、その他の農林水産品については一年分、それぞれ繰り上げて実施する。

(二) 主要関係国の関心の深いどう酒等の關稅率を引き下げるとともに、ノルマルパラフィン等の關稅率を撤廢する。

3 減免税還付制度の改正
国内産業の実情等にかんがみ、アルミニウムの塊の免税制度を減税制度に改正するとともに、中間留分石油製品等の増産に係る関税の還付率を引き上げる。

4 その他の改正
(一) 昭和六十一年三月三十一日に適用期限の到来する暫定関税率及び原油関連減税還付制度について、その適用期限を延長する。
(二) その他所要の規定の整備を図る。

5 施行期日
この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

二 議案の可決理由
最近における内外経済情勢の推移等にかんがみ、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、東京ラウンド交渉に基づく我が国の関税譲許品目に係る実行関税率の段階的引下げの繰上げ等の措置を講じようとする本案は、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

二 議案の可決理由

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

昭和六十一年三月二十七日
大蔵委員長 越智 伊平
衆議院議長 坂田 道太殿

昭和六十一年三月二十七日

大蔵委員長 越智 伊平

衆議院議長 坂田 道太殿

昭和六十一年三月二十八日 衆議院会議録第十七号

〔別紙〕

関税暫定措置法の一部を改正する法律案に對する附帯決議

政府は、左記事項について配慮すべきである。

一 関税率の引下げに当たっては、国内産業への影響を十分考慮し、特に農林水産業、中小企業の体質改善を併せ考えつつ、開発途上国等との協調を進めるとともに、国民生活の安定に寄与するよう努めること。

一 世界経済の中における我が国の立場を踏まえ、自由貿易体制の維持強化、世界経済の活性化に貢献するため、新しい多角的貿易交渉の推進に今後とも積極的役割を果たすよう努めること。

一 税関業務の増大、複雑化にかんがみ、通関制度等の一層の見直しを行うことにより、その効率的、重点的運用に努め、特殊な職務を考慮して税関職員についてその処遇の改善に努めること。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和六十一年三月二十七日
参議院議長 木村 睦男
衆議院議長 坂田 道太殿

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案
市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「市町村の合併を円滑にするため」を「市町村の合併の円滑化を図り、あわせて合併市町村の建設に資するため」に改め、「関係法律の特例の下に」その他の必要な措置を加える。

第二条第一項中「(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。以下同じ。)」を削る。

第三条第一項中「あらたに」を「新たに」に改め、「地方自治法」の下に「(昭和二十二年法律第六十七号)」を加え、「行なわれる」を「行われる」に、「こえない」を「超えない」に改める。

第五条第三項中「合併市町村の区域を」を「農業委員会等に関する法律第三十二条の規定により合併市町村の区域を」に改め、「置く場合」の下に「又は同法第三十五条第一項の規定により地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)である合併市町村の区域に農業委員会を置く場合」を加え、「あらたに」を「新たに」に改める。

第十条第一項中「行なわれた」を「行われた」に改め、「従前属していた郡市の区域」の下に「(指定都市である合併市町村にあつては、指定都市であつた合併関係市町村以外の合併関係市町村の区域の全部又は一部を含むこととなる当該合併市町村の区域及びその区域の全部又は一部が当該区域の区域に含まれることとなる合併関係市町村の区域が従前属していた郡市の区域。次項において同じ。)」を加える。

第十二条第二項中「市町村建設計画」を「前項の市町村建設計画に、「定める」を「政令で定めるところにより、作成する」に改める。
第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

(地方債についての配慮)
第十三条 合併市町村が前条第一項の市町村建設計画を達成するために事業に要する経費に充てるために起す地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該合併市町村の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。

附則第二条中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和七十一年三月三十一日」に改める。

附則
1 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、附則第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の第一条から第三条まで、第五条、第十條、第十二條及び第十三條の規定は、昭和六十一年四月一日以後に行われる市町村の合併について適用し、同日以前に行われた市町村の合併については、なお従前の例による。

日から施行する。

2 改正後の第一条から第三条まで、第五条、第十條、第十二條及び第十三條の規定は、昭和六十一年四月一日以後に行われる市町村の合併について適用し、同日以前に行われた市町村の合併については、なお従前の例による。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書
一 議案の要旨及び目的
本案は、市町村の合併を円滑にするため、市町村の合併の特例に関する法律の有効期限を昭和七十一年三月三十一日まで延長するとともに、最近における市町村の合併の実態等にかんがみ、新たに地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をこの法律の適用対象とし、あわせて合併市町村の建設に資するため、合併市町村が市町村建設計画を達成するために事業に係る地方債について適切な配慮を行うものとするものである。

二 議案の可決理由
市町村の合併を円滑にするため、市町村の合併の特例に関する法律の有効期限を延長するとともに、同法の適用対象を拡大し、あわせて合併市町村の建設に資するための所要の措置を講じようとする本案は妥当と認め、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり、附帯決議を付することに決した。
右報告する。

昭和六十一年三月二十八日
地方行政委員長 高島 修
衆議院議長 坂田 道太殿

〔別紙〕
市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案に對する附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案及び

六七七

昭和六十年三月二十八日 衆議院會議録第十七号

て善処すべきである。

一 合併に当たつては、市町村の自主性を十分尊重し、住民投票等により住民の意思が極力反映されるよう努めること。

二 小規模市町村に対する財政的・金融的援助に十分配慮すること。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

昭和六十年三月二十八日

提出者
議院運営委員長 小沢 一郎

国会議員互助年金法の一部を改正する法律
国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二第二項中「二百四十八万円」を「二百五十六万円」に、「九百四十八万円」を「九百五十六万円」に改める。

第二十三条第一項中「百分の九・五」を「百分の九・七」に改める。

附則第二十項を附則第二十二項とし、附則第九項から附則第十九項までを二項ずつ繰り下げ、附則第八項の次に次の二項を加える。

(互助年金の計算の基礎となる歳費年額の特例)

9 昭和六十年四月一日以後に退職し、若しくは死亡した国会議員又はこれらの者の遺族に給する互助年金については、当分の間、第九条第二項中「退職当時の議員の歳費年額」とあるのは、「千六百六十二万八千円」とする。ただし、同年三月三十一日以前における議員の歳費年額を基礎としてその年額が計算される互助年金については、この限りでない。

(納付金の計算の基礎となる歳費月額の特例)

10 第二十三条に規定する納付金については、当分の間、同条第一項中「その歳費月額」とあるのは、「九十六万九千円」とする。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案
の職員に関する法律の一部を改正する法律案

附則に次の二項を加える。

(昭和四十九年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金の年額の特例)

23 昭和四十九年三月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した国会議員又はこれらの者の遺族に給する互助年金については、昭和六十年四月分以降、その年額を、七百六十八万円を退職又は死亡当時の歳費年額とみなし、改正後の国会議員互助年金法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(職権改定)

24 前項の規定による互助年金の年額の改定は、恩給法第十二条に規定する局長が受給者の請求を待たずに行う。

附則

1 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、第十五条の二第二項の改正規定及び次項の規定は、同年七月一日から施行する。(高額所得による互助年金の停止に関する経過措置)

2 改正後の国会議員互助年金法(以下「新法」という。第十五条の二の規定は、昭和六十年六月三十日以前に受けるべき事由が生じた普通退職年金についても、適用する。

3 新法附則第二十三項の規定の適用を受ける者に係る昭和六十年四月分から同年六月分までの普通退職年金に関する国会議員互助年金法第十五条の二の規定の適用については、同項の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通退職年金の年額に相当する額をもつて普通退職年金の年額とする。

理由

互助年金の計算の基礎となる歳費年額及び納付金の計算の基礎となる歳費月額について限度額を設けるとともに、納付金率の引上げを行い、あわせて昭和四十九年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金の年額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和六十年三月二十八日

提出者
議院運営委員長 小沢 一郎

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員等に給する互助年金の年額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和六十年三月二十八日

提出者
議院運営委員長 小沢 一郎

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中国立国会図書館支部総務庁統計図書館の項の次に次のように加える。

国立国会図書館支部北海
道開発庁図書館

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

北海道開発庁に国立国会図書館支部図書館を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

右の議案を提出する。

昭和六十年三月二十八日

提出者
議院運営委員長 小沢 一郎

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

衆議院事務局職員定員規程(昭和三十三年三月二十八日議決)の一部を次のように改正する。

第一条中「千七百十八人」を「千七百十六人」に改める。

附則

この規程は、昭和六十年四月一日から施行する。

提出者
議院運営委員長 小沢 一郎

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

衆議院事務局職員定員規程(昭和三十三年三月二十八日議決)の一部を次のように改正する。

第一条中「千七百十八人」を「千七百十六人」に改める。

附則

この規程は、昭和六十年四月一日から施行する。

提出者
議院運営委員長 小沢 一郎

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

右の議案を提出する。

昭和六十年三月二十八日

提出者
議院運営委員長 小沢 一郎